

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 129 件 |
| 国民年金関係                        | 8 件   |
| 厚生年金関係                        | 121 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 49 件  |
| 国民年金関係                        | 13 件  |
| 厚生年金関係                        | 36 件  |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年3月まで

会社を退職した翌月の昭和46年1月ごろ、婚約者に勧められて国民年金の加入手続をA市B区で行った。その手続を行った場所の記憶は定かでない。

昭和45年12月からA市B区を転出する時までの国民年金保険料は、父の妻がA市B区の自宅で納付してくれていたはずである。また、C市に転入した時から49年3月までの保険料は、3か月ごとに集金に来てくれていたC市役所の女性職員に納付した。保険料月額は500円ぐらいであったと記憶している。保険料を納付すると、集金人は領収書を発行してくれたが、その領収書は紛失してしまったので、現在は手元に無い。

申立期間の保険料は中断なく納付しているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月ごろに、申立人自身で国民年金の加入手続を行い、A市B区に住んでいた期間の保険料についてはその父の妻が、C市に転入した後の保険料については申立人自身が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和46年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人に払い出された手帳記号番号の前後の任意加入者の手続時期から、同年2月に加入手続を行ったものと推定できるところ、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間のうち、45年12月からA市B区を転出する時までの保険料の納付に直接関

与しておらず、その期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父の妻は既に亡くなっており、A市B区を転出するまでの保険料の納付状況について聴取することはできない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分欄を見ると「47／4 転出 第四」と記載されていることが確認できる。この記載は、C市役所が、申立人の同市への転入にかかる情報をD社会保険事務所（当時）に進達し、同事務所がこの情報をE社会保険事務所（当時）に進達したことを意味していることから、同市においては、申立人が昭和47年4月に転入していたということを把握していたものと推察されるところ、申立人は、同市において申立期間のうち、同年4月から49年3月までの保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、C市において保険料を納付した時の状況について「女性の集金人に保険料を納付すると、その集金人は日付のスタンプが押された領収書を交付し、これを年金手帳に貼<sup>は</sup>るように言った。」と具体的に当時の状況を陳述しており、その内容に特段の不自然さはいかたがえなない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は働いているときに、結婚して会社を辞めた後からは国民年金に入らないといけなと会社から言われていたことから、正確な手続時期は分からないものの、結婚後、自主的に区役所で加入手続を行ったと記憶している。

国民年金保険料の納付については、前夫の年金記録と同様に、未納が生じないように納付していたはずであるのに、申立期間については未納とされており納得できない。確かに納めたので納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立期間を除く加入期間253か月間の保険料が納付済みであることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、発行日は昭和42年1月16日との記載が確認できることから、この時期に加入手続が行われたものと推認でき、この場合、申立期間の保険料は、過年度納付が可能である。

さらに、当該手帳からは、昭和41年度の保険料を加入手続直後の昭和42年2月21日に、一括して現年度納付していることが確認でき、申立人が、この時点で時効の到来していない昭和40年度の保険料についても過年度納付した可能性は否定できない。なお、A市によると、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度保険料の納付書を発行し、納付勧奨していたことを踏まえると、加入手続当時、申立人が区役所から過年度納付書を入手していたとしても、不自然さはない。

加えて、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立人は、申立期間について、過年度納付書の発行に応じて保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料については、加入当初は母に納付を任せていたが、結婚後、A市に転居して以降は、私自身が3か月に一度、定期的に夫婦二人分の保険料と一緒に区の集金人に納付してきた。

申立期間について、保険料を納付した時に集金人から受け取ったはずの領収証書は、私自身の分は既に処分してしまったものの、夫の分は手元に残っており、そこからは、納付金額が3か月で3,300円、納付年月日が昭和50年7月10日として、区の取扱者印が押されているのが、はっきり確認できる。いつも夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたため、夫が納付済みなのに、私が未納ということは考えられず、申立期間については、夫の領収証書という証拠もあり、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和39年7月以降、60歳に達する前月の平成14年\*月までの間、3か月と短期間である申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付済みであるとともに、住所変更及び種別変更手続についても適切に行っており、このことから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫について、現存する年金手帳の検認日及び領収証書の領収日を見ると、少なくとも昭和43年2月から48年6月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を同一日に現年度納付していることが確認でき、このことは、いつも夫婦一緒に夫婦二人分の保険料納付をしていたとする申立内容と一致する。

さらに、夫婦は、昭和50年7月にB区からC市に引っ越しているが、特殊台帳において住所変更手続が適切に行われたことが確認できる上、申立人の夫

の領収証書及び特殊台帳からは、夫の申立期間の保険料は同年7月10日に引越し前のB区で納付済みであること、及び夫の申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間についても夫と共に現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、手続の詳細は覚えていないものの、昭和51年1月ごろ、父親に国民年金への加入を勧められたことをきっかけに、自分でA市役所に行って任意加入の手続を行い、同時に付加年金にも加入した。

その後、国民年金保険料については、自ら金融機関の窓口で納付書を使い、定期的に納めてきたことから、申立期間が未納とされていることには納得できない。申立期間の年金記録について、前後の期間と同じように納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和51年1月に任意で国民年金に加入して以降、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間6か月及び平成5年5月の合計7か月間を除き、国民年金定額保険料をすべて納付している上、付加保険料についても、国民年金加入期間のうち、第3号被保険者期間及び4年12月を除いてすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金資格記録は、市の被保険者台帳、特殊台帳及びオンライン記録のいずれを見ても、昭和51年1月16日付けで任意加入被保険者となっており、同日付けで付加年金加入の申出が行われていることも確認できることから、申立期間については、申立内容どおり、国民年金保険料（付加保険料を含む）を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の保険料納付記録を見ると、申立期間の前後期間は国民年金保険料（付加保険料を含む）を現年度納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事並びに住所に変更は無く、生活状況に大きな変化

は見られない。

加えて、申立人の、申立期間を含む昭和 51 年度の保険料納付記録については、オンライン記録が、市の被保険者台帳及び特殊台帳とは相違したままの状態が長期管理されていたことが確認でき、当該期間の年金記録管理に不備があった可能性が否めないことから、申立期間については、前後期間と同様に国民年金保険料（付加保険料を含む）の納付がなされていたものの、なんらかの事務的過誤により、申立人の納付記録が被保険者台帳に記録されなかった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 月 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚後に会社を退職したころ、当時同居していた夫の母が、多分、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うので、加入当初の保険料の納付状況についてはよく分からない。

しかし、昭和 52 年 4 月からは、銀行の自動振り込みにより保険料を納付していたのに、申立期間の 1 期分の保険料のみが未納とされていることは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、昭和 52 年 4 月から、国民年金制度が改正された 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの任意加入被保険者期間中、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月以降の領収証書を数枚所持しており、その領収日等から、口座振替により保険料を納付していたものと推測されることから、申立内容と符合している。

さらに、申立期間は 3 か月間と短期間である上、その前後の期間は保険料を納付済みであり、生活状況等においても特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年2月までの期間及び50年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年2月まで  
② 昭和50年1月から同年6月まで

国民年金の加入手続についてはよく覚えていないが、職場の同僚と一緒に加入したように思う。

申立期間①の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、郵便局の窓口で納付したはずである。

申立期間①については、領収証書も保管しており、納付しているのに、別の期間の保険料に充当され、未納とされているのは納得できない。

申立期間②の保険料についても、区役所の窓口で納付したはずなのに未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する領収証書及び社会保険事務所(当時)発行の国民年金保険料充当通知書等を見ると、申立期間①を含む昭和40年4月から41年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の保険料(合計1,800円)について、いったん同年10月20日に納付したものの、このうち、40年4月から41年3月までの期間(1,200円)については、同年3月から42年1月までの期間に充当処理され、また41年4月から同年9月までの期間(600円)については、42年2月及び同年3月に充当処理されるとともに、残額の200円が還付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日をみたところ、特殊台帳及び申立人所持の国民年金手帳では、20歳到達時の昭和40年\*月\*日とされている一方、A市B区保存の国民年金被保険者名簿では、41年3月18日と記載

されている。

この点について、社会保険事務所では、申立人の資格の取得日は特殊台帳等に記載されている昭和40年\*月\*日が正しいとする一方、B区の被保険者名簿に記載されている資格の取得日が誤っている理由については不明であるとしている。

これらの事実等からみて、本来、申立期間①の3か月の国民年金保険料については、有効な納付であったにもかかわらず、資格の取得日の記録管理に係る行政側の事務的過誤により、ほかの期間の保険料に充当処理されたため、未納となったものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人の所持する領収証書を見ると、前後の期間の国民年金保険料については現年度納付していることが確認できる上、当該期間は6か月と短期間である。

また、特殊台帳を見ても、申立期間②の保険料について、未納催告の事跡は確認できない。

さらに、申立期間②当時における申立人の生活状況に特段の変化は無く、夫の仕事も順調であったと認められることから、現年度納付が可能な当該期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで  
④ 昭和60年10月から同年12月まで  
⑤ 昭和61年7月から同年9月まで

国民年金の裁定時に、国民年金保険料の未納期間があることを知ったが、そのままにしていた。しかし、年金についての報道がされるようになり、自身の未納期間について納得できないため、申立てを行った。

国民年金保険料は、私又は元妻が、店に来る銀行の外交員に常に夫婦二人分を一緒に渡していたが、いつからか自分名義の銀行口座振替での納付に切り替えた。

昭和42年に独立してからの商売は順調で、国民年金保険料を納付できないような経済状況ではなかった。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和40年6月15日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、A市B区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人主張のとおり、昭和54年1月から国民年金保険料納付について口座振替を開

始していることが確認でき、また、申立人は自分名義の銀行口座で夫婦二人分の保険料を振替納付していたと陳述している。

加えて、申立人は、常に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付するよう心がけており、特に、口座振替による納付開始後は、残高不足により口座振替できなかつた際には、直ちに銀行の外交員が来てくれたことや、また、後日送付された納付書により、さかのぼって納付したことがある旨を具体的に陳述している。

このほか、特殊台帳を見ると、申立期間④及び⑤を除く夫婦の納付状況はおおむね一致しており、常に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に現年度及び過年度納付したとする陳述内容と符合しているところ、当該期間に係る元妻の保険料は現年度納付しており、また、当該期間はいずれも3か月と短期間である上、前後の期間の保険料は現年度納付している。

一方、申立期間①、②及び③については、一緒に夫婦二人分を納付していたと申し立てている元妻の国民年金保険料も未納とされている。

また、申立人の元妻から申立期間①、②及び③の納付状況について陳述を得ることはできず、当時の納付状況は不明である上、申立人から当該期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

中学卒業後、住み込みで養父の店で働いており、時期は定かではないが、養父又は養母が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

加入手続後から昭和48年1月に結婚する前までの保険料については、養父又は養母が3か月に一度店に来た集金人に養父母の保険料と併せて納付してくれていた。

また、加入当初の私の保険料は、月額200円から300円ぐらいだったことを記憶している。

申立期間の保険料について、養父母の分は納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年3月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直前の昭和41年12月から44年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっており、また、申立人は自身でさかのぼって納付した記憶は無いと陳述していることから、申立人の養父母が申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年3月当時、41年12月から43年3月までの保険料を過年度納付したものと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間以外に未納は無い上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、また、昭和48年1月に結婚

するまでの期間の保険料は、養父母が納付してくれていたとしているところ、養父母は、いずれも国民年金発足当初から60歳到達時まで、保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間の前後を通じ、申立人及びその養父母の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる。

これらのことから、納付の意思を持って申立人の加入手続を行い、資格取得時にさかのぼって過年度納付した納付意識の高い養父母が、加入当初である昭和44年4月からの申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 16 日から 30 年 9 月 4 日まで  
② 昭和 30 年 9 月 9 日から 31 年 5 月 25 日まで  
③ 昭和 31 年 5 月 15 日から 33 年 9 月 22 日まで  
④ 昭和 34 年 1 月 12 日から 35 年 10 月 12 日まで  
⑤ 昭和 35 年 10 月 13 日から 37 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③と④の間に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。また、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一記号番号で管理されており、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、申立人は、昭和 37 年 11 月\*日に婚姻し改姓しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月8日から34年4月13日まで  
② 昭和34年9月22日から38年7月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社は「脱退手当金の代理請求を行っていない。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社に入社する前の昭和31年9月\*日に既に婚姻しており、「仕事を続けたかったが、義母の看病のためB社を退職した。」と陳述しており、申立期間当時、申立人が再就職する意思を有していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立期間後も未納が無いなど、年金に対する意識の高さがうかがえることから、申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、E社グループの企業に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社C部門から同社D部門へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社が管理する人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C部門から同社D部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社D部門が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和30年7月1日であることから、同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月は16万円、同年8月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月1日から同年9月19日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間から継続して勤務していた。厚生年金保険料の控除が分かる給与支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

申立人提出の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、昭和58年7月は16万円、同年8月は15万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和58年9月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで申立人を含む4人の従業員が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該4人のうち2人(申立人を除く)は、「昭和58年2月の会社設立時から申立人を含む4人が在籍していた。」と陳述しており、このほかに同社の代表取締役が在籍していることから、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月22日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社(現在は、C社)における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月22日から同年4月1日まで  
② 昭和52年3月31日から同年4月1日まで  
③ 平成15年11月10日ごろ  
④ 平成16年6月10日ごろ  
⑤ 平成16年11月10日ごろ

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に在籍しながら、いずれの期間も両社の関連会社であるD社(現在は、E社)に出向していた時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③、④及び⑤については、F社(平成16年1月にE社に名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給された

と記憶しているので、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、E社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に在籍しながら、同社の関連会社であるD社に継続して勤務し(昭和51年4月1日にA社からB社に転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の記録、申立人保管のB社に係る勤務者住所録、E社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もB社に在籍しながら、同社の関連会社であるD社に継続して勤務し(昭和52年4月1日にB社からD社に転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④及び⑤については、申立人は、F社及びE社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、E社提出の「社員賃金台帳兼事業所得・給与所得に対する源泉徴収簿」を見ると、申立期間に申立人に対して賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。このことについて同社は、「当社では、社員の業績によって評価するので、賞与を支給しない場合もあり得る。」としている。

また、申立人保管の平成15年及び16年分の所得税の確定申告書控えに記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額及び標準賞与額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料(介護保険料を含む。)並びに当該確定申告書控えに記載の収入金額から算出した雇用保険料を合算した額と、おおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6937 (事案 3063 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月24日から同年8月13日まで  
② 昭和36年5月11日から54年10月1日まで  
③ 昭和54年10月1日から61年3月1日まで  
④ 昭和62年9月17日から同年10月1日まで  
⑤ 平成元年3月26日から同年4月1日まで  
⑥ 平成元年3月30日から同年4月1日まで  
⑦ 平成元年5月1日から同年8月1日まで  
⑧ 平成6年12月26日から7年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①は、A社に勤務し、給与額は残業代を含めて2万円前後であったと記憶しているのに、標準報酬月額が1万2,000円と記録されているとの、申立期間②は、B社に勤務し、昭和37年以降は毎年4月に昇給していたのに、10月から標準報酬月額が上がっているとの、申立期間③は、C社に勤務し、毎年4月に昇給していたのに、10月から標準報酬月額が上がっているとの、申立期間④及び⑤は、D社に勤務し、入社の際、同社から社会保険の手続きは62年10月から行うと言われたのに、同年9月の被保険者記録が有るとの、また、平成元年3月の保険料が控除されているのに、同年3月の被保険者記録が無いとの、申立期間⑥、⑦及び⑧は、E社に勤務した期間のうち、同年3月の保険料が控除されていないのに、同年3月の被保険者記録が有るとの、また、同年5月から同年7月までの標準報酬月額が、実際に控除されていた

保険料額に見合う標準報酬月額よりも低い額であるとの、さらに、6年12月の保険料が控除されているのに、同年12月の被保険者記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間当時の給与額を確認することができない等として、申立ては認められなかった。

しかし、当該第三者委員会のこの決定に納得できないので、今回、新たな資料等は提出できないが、申立期間について、改めて審議の上、申立てを認めてほしい。

また、申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の標準報酬月額の記録と、オンライン記録上の標準報酬月額に相違している部分があることにも納得できないので、説明してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の判断の主な理由は、i) 申立期間①については、A社は賃金台帳等の関連資料を破棄しており、申立人の申立期間当時の報酬額は不明としていることから、申立期間当時の申立人に係る給与額を確認できない、ii) 申立期間②については、B社は賃金台帳等の関連資料を保存しておらず、申立期間当時の申立人の給与額及び昇給時期等は不明としていることから、申立人が主張する標準報酬月額の差異等について検証することができない、iii) 申立期間③については、申立人提出の昭和56年3月及び同年4月並びに57年3月及び同年4月の給与支給明細書を見ても、固定的賃金の変動は確認できない、iv) 申立期間④及び⑤については、申立人は62年9月に入社し、平成元年3月25日に退職したと陳述している上、雇用保険の記録においても、昭和62年9月17日に資格を取得、平成元年3月25日に離職となっており、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の記録と一致していることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の手続は適正に行われたものと認められる、v) 申立期間⑥については、申立人主張の入社日と雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の資格取得日が一致している、vi) 申立期間⑦については、給与明細書から申立人の標準報酬月額として認定される額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致する、vii) 申立期間⑧については、申立人主張の離職日と雇用保険の資格喪失日及び厚生年金保険の資格喪失日が一致しており、6年12月25日から7年1月1日までの期間については、E社に使用されていた者であったと言えない等であった。

しかし、申立期間⑦について、今回、改めて前回収集した資料等を精査したところ、申立期間に係る給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額



に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、当該給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成元年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たとしていることから、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦を除く申立期間については、今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、また、申立人は、申立期間②についての新たな主張として、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の標準報酬月額の記録とオンライン記録上の標準報酬月額に相違している部分があることに納得できないとしているが、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、申立人の健康保険に係る標準報酬月額であり、当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限額を超える額であるところ、オンライン記録においては、当該上限額の標準報酬月額が記録されており、不自然な点は見当たらない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間（申立期間⑦を除く）について、申立人の申立てを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成11年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月21日から同年12月1日まで

私は、平成9年10月1日から11年11月末ごろまでA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が同年8月21日までとなっている。

賃金台帳により、平成11年11月分(毎月末日締め翌月末払い)までは給与が支給されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成12年1月25日付けで、A社は11年8月21日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされており、これに併せて、申立人の被保険者資格の喪失日も適用事業所ではなくなった日と同一日の同年8月21日とする処理が同時に行われていることが確認できる。

また、申立人以外の4人についても、平成12年1月25日付けで、申立人と同じく、A社が適用事業所ではなくなった11年8月21日を資格喪失日とする処理がさかのぼって行われている。

一方、A社の事業主は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)の担当者から、『会社を倒産させてでも支払ってもらおう。』旨の厳しい督促を受けていた。」と陳述しており、同社が社会保険料を滞納していた状況がうかがわれる。

また、A社が保管する賃金台帳から、申立人に対して、申立期間の平成11年11月分までの給与が支給されていること、及び事業主の陳述内容から判断

すると、申立人は同年 11 月 30 日まで同社に勤務していたことが認められる。

さらに、商業登記簿によると、A社は、解散等することなく現存していることが確認できると及び当該訂正処理前の記録から、申立期間当ても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 11 年 8 月 21 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年 12 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 11 年 7 月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳の記録から、17 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成12年1月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月21日から12年1月25日まで

私は、平成3年7月1日から現在までA社に勤務しているが、厚生年金保険の加入記録が11年8月21日までとなっている。

賃金台帳により、平成11年11月分(毎月末日締め)の翌月末払い)までは厚生年金保険料が控除されており、以降も給与が支給されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成12年1月25日付けで、A社は11年8月21日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされており、これに併せて、申立人の被保険者資格の喪失日も適用事業所ではなくなった日と同一日の同年8月21日とする処理が同時に行われていることが確認できる。

また、申立人以外の4人についても、平成12年1月25日付けで、申立人と同じく、A社が適用事業所ではなくなった11年8月21日を資格喪失日とする処理がさかのぼって行われている。

一方、A社の事業主は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)の担当者から、『会社を倒産させてでも支払ってもらおう。』旨の厳しい督促を受けていた。」と陳述しており、同社が社会保険料を滞納していた状況がうかがわれる。

また、A社が保管する賃金台帳から、申立人に対して、申立期間の平成11年12月分までの給与が支給されており、その報酬月額は各月とも20万円であ

り、同年 11 月分までについては、当該報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認でき、同年 12 月分(平成 12 年 1 月末に 1 月分給与として支給)については、同台帳上は保険料控除の事実は確認できないものの、一連の事実に反するとみられる遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われた 12 年 1 月 25 日までは継続して勤務していたものと考えられる。

さらに、商業登記簿によると、A 社は、解散等することなく現存していることが確認できること、及び当該訂正処理前の記録から、申立期間当時も厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 11 年 8 月 21 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理が行われた 12 年 1 月 25 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 11 年 7 月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳の記録から、20 万円と訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月28日から21年5月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を20年8月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月から21年3月までは70円、同年4月は300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から21年5月10日まで

私は、昭和19年4月1日から23年2月18日までA社に勤務していた。C社D支店は、20年3月に焼失したので、ほかの同僚と一緒にA社B工場に異動し、同年8月15日に、同社B工場の広場で終戦を知った。

また、昭和22年6月30日にA社B工場からE社F支店に異動したが、年金記録上は、同年6月30日から同年8月20日までのA社B工場での記録が重複していることから分かるように、当時の同社B工場における事務手続には不備があり、その結果、申立期間の記録が失われたのではないかと考えている。

申立期間は、戦中から戦後の混乱期であったが、G市H区の自宅から電車通勤していたのは間違いなく、会社から在職証明書を取り寄せたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、「C社D支店は、昭和20年3月に全焼したため、申立人と一緒にA社B工場に異動した。」との陳述が得られたこと、及びA社提出の在籍証明書から判断すると、申立人は申立期間に同社B工場に勤務していたものと認められる。

そこで、C社D支店の焼失に伴い、申立人が一緒にA社B工場に異動したと

している複数の同僚のオンライン記録を見ると、同社B工場へ異動した直後の5か月間がいずれも空白期間となっており、当該同僚のうち二人は昭和20年8月28日に同社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

このことについて同僚からは、「A社B工場へ異動した当時は、空襲警報が頻繁に発令されたため何日も出勤できなかつたりして、終戦までは不安定な状態であった。終戦後は、通常通りの出勤となったので、給与もそれまでと同じように支給されるようになり、社会保険料も控除されていたように思う。私の場合、同社B工場での記録が終戦後の昭和20年8月28日からとなっているのは、それで間違っていないと思っているが、一緒に異動して一緒に勤務していた申立人の資格取得日が私たちよりも約9か月も遅い21年5月からとなっているのは余りにも遅く、おかしい。」旨陳述している。

また、申立人と一緒に異動した同僚のA社B工場における記録を見ると、同社B工場において、別の厚生年金保険被保険者記号番号により重複した被保険者記録が確認できる上、申立人の同社B工場における記録においても、同様に別の厚生年金保険記号番号による重複した記録が見られることなどから、当時、同社B工場における資格取得の手續において、混乱及び事務過誤があったことがうかがわれるほか、申立人の資格取得日が、一緒に異動した同職種の同僚よりも約9か月後となったことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月28日から21年5月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場における申立人と同年代で同職種の同僚の記録及び申立人の同社B工場における昭和21年5月の社会保険事務所の記録から、20年8月から21年3月までは70円、同年4月は300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月31日から同年8月27日までの期間については、申立人と一緒にC社D支店からA社B工場に異動した同僚も被保険者期間の欠落が見られ、これら同僚の中からは、「終戦までは空襲でまともに出勤できず、元の給与に戻ったのは、終戦後であることから、この当時の記録が無いのは不自然ではない。」旨の陳述が得られたほか、当該期間において

も継続して保険料控除があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年3月31日から同年8月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年5月1日）及び資格取得日（昭和23年2月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和22年5月は330円、同年6月から23年1月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年2月8日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社C工場では、昭和19年10月に入社後、24年3月に退職するまで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は同社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年5月1日に資格を喪失後、23年2月18日（オンライン記録では昭和23年2月8日）に資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間に厚生年金保険の加入記録が有る複数の同僚が、申立人が申立期間においてA社C工場で継続して勤務していたことを記憶しており、そのうちの一人は、当該期間も申立人と同じ場所で同じ職務に従事し、勤務状況にも変化は無かったと陳述している。

また、A社C工場において、申立期間と近い時期に被保険者資格をいったん喪失した後、数か月後に再取得している元従業員で、連絡が取れた二人は、途中で退職又は休職すること無く継続して勤務しており、給与も支給されていたと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社C工場に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和22年5月は330円、同年6月から23年1月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年5月から23年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和28年3月23日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

また、申立人のB社における資格喪失日は、昭和28年6月24日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年5月1日まで  
② 昭和24年11月30日から27年3月1日まで  
③ 昭和27年12月16日から28年4月1日まで  
④ 昭和28年5月1日から同年9月まで

母の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、C社、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和19年にC社に入社し、会社が倒産し残務処理をした28年9月ごろまで、継続して3社に勤務した。C社、A社及びB社は、名称は異なるものの、実質的に同じ会社であり、申立期間当時はずっと、子供と一緒に会社の建物の2階に住んでいた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、「27.12.15 廃止」と記載されており、同社は昭和27年12月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったこと（以下「全喪」という。）が確認でき、申立人は、同日に被保険者資格を喪失している。

しかし、申立人の子の陳述及び昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったB社の被保険者14人中12人がA社の全喪時点に同社で被保険者となっていたことを併せて考えると、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿において被保険者の資格取得日についてみると、全喪日より後の昭和28年1月1日に資格を取得している者が2人（資格取得届の受付日は、昭和28年1月21日）、同年2月1日に資格を取得している者が1人（資格取得届の受付日は、昭和28年2月11日）確認でき、同様に資格喪失日についてみると、全喪日より後の同年1月1日に資格を喪失している者が2人（資格喪失届の受付日は、昭和28年1月31日）、同年2月15日に資格を喪失している者が1人（資格喪失届の受付日は、昭和28年2月21日）確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、A社の全喪日（昭和27年12月16日）に被保険者資格を喪失している9人（申立人を含む。）の資格喪失届の受付日は、昭和28年3月23日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、A社については、昭和27年12月16日にさかのぼって全喪処理が行われているが、少なくとも当該処理が行われたと考えられる28年3月23日までは厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。したがって、社会保険事務所において上記の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該遡及訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、同年3月23日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における27年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和28年3月23日から同年4月1日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認できない。

また、申立人が、A社に続いて勤務したとするB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和28年4月1日であり、当該期間は適用事業所ではない。

さらに、A社及びB社は既に全喪しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先を特定できないため、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、当時、B社の社屋の2階に申立人と一緒に居住していたとする申立人の子（当時は、定時制高校生）は、「母は会社の倒産後、昭和28年8月又は同年9月ごろまで残務整理をしていたが、B社は、少なくとも同年6月又は同年7月までは会社として機能していた。」と陳述していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が昭和28年4月1日から同年5月1日まで厚生年金保険の適用事業所であったとされているところ、同社に係る新規適用届が同年5月20日、適用事業所全喪届が同年6月24日といずれも全喪日より後に受け付けられていることが確認できる。

また、前述の申立人の子の陳述から、B社が新規適用届の提出後すぐに適用事業所としての実態がなくなったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、B社においては、昭和28年5月1日にさかのぼって全喪処理が行われているが、少なくとも全喪届が受け付けられた同年6月24日までは厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、社会保険事務所において上記の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該遡及訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、同年6月24日であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間④のうち、昭和28年6月24日から同年9月までの期間については、B社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認できない。

また、B社は既に全喪しており、当該期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先を特定できないため、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和21年5月1日であり、申立期間は

適用事業所ではない。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員19人（申立人を除く）のうち18人は連絡先不明であり、連絡先の判明した1人からは回答が得られなかったため、これらの者から申立人の勤務状況等は確認できない。

申立期間②については、C社又はA社の元従業員の陳述から判断して、両社それぞれでの勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に、C社及び引き続きA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の全喪日は昭和24年11月30日であり、また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の27年3月1日であり、申立期間は、両社とも適用事業所ではない。

また、C社及びA社は既に全喪しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先を特定できないため、これらの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態等を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成6年3月31日まで勤務し、同年3月の保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書により、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年3月16日まで

社会保険事務所から届いた厚生年金保険の記録を見ると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっている。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が同社における被保険者資格を喪失した日（平成6年3月16日）より後の平成6年4月6日付けで、4年1月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する平成6年3月分の給与支給明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額である53万円に相当する額の給与が支給されており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記簿から確認できるものの、同社の元事業主及び複数の元従業員は、「申立人の担当業務はB業務であり、社会保険の手続等には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和40年9月1日にA社に入社後、同社の事業主が新たに設立したB社に転籍し、47年7月25日に退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、この転籍に伴い、41年5月1日から同年6月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成16年1月31日に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており回答を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年3月9日にA社に入社後、同社の事業主が新たに設立したB社に転籍し、46年1月14日に退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、この転籍に伴い、41年5月1日から同年6月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成16年1月31日に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており回答を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年8月1日から22年2月1日までの期間について、事業主は、申立人が21年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年8月から同年12月までは480円、22年1月は600円とすることが妥当である。

また、申立人は、上記訂正後の申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和21年6月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

さらに、上記訂正後の申立期間のうち、昭和22年2月1日から同年2月20日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和22年2月1日）及び資格取得日（昭和22年2月20日）を取り消すことが必要である。

加えて、申立期間のうち、昭和26年1月10日から同年2月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社C工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和26年1月10日）及び資格取得日（昭和26年2月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和21年6月1日から22年2月20日まで  
② 昭和26年1月10日から同年2月1日まで

社会保険事務所に父の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した昭和41年5月1日までの期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には退職するまで継続して勤務したのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和21年8月1日から22年2月1日までの期間について、A社提出の人事記録簿及び同僚の陳述内容から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する申立人に係る同社B工場における「厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「労働者年金保険被保険者資格喪失届」の事業主控えにより、事業主は、申立人が昭和21年8月1日に同社B工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を同年8月5日付けで、22年2月1日に資格を喪失した旨の届出を同年2月28日付けで社会保険事務所に対して行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場が社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格取得届及び労働者年金保険被保険者資格喪失届の事業主控えによる記録から、昭和21年8月から同年12月までは480円、22年1月は600円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和21年6月1日から同年8月1日までの期間について、A社が提出した人事記録簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和21年6月1日にA社本社に復職後、同日付けで同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場が社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格取得届の事業主控えによる記録から、480円とすることが妥当である。

なお、当該期間についての申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和22年2月1日から同年2月20日までの期間について、A社が提出した人事記録簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人が当該期間も同社B工場に継続して勤務していたことが認められることから、申立人の同社B工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和22年2月1日)及び資格取得日(昭和22年2月20日)を取り消すことが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録によると、A社C工場において昭和23年10月26日に厚生年金保険の資格を取得し、26年1月10日に資格を喪失後、同年2月1日に同社C工場で資格を再取得しており、同年1月10日から同年2月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社が提出した前述の人事記録簿、同僚の陳述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社同工場において昭和23年10月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月26日に被保険者資格を喪失するまで、厚生年金保険被保険者資格は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社C工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和26年1月10日)及び資格取得日(昭和26年2月1日)を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和25年12月及び26年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社本社から同社C工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した雇用保険被保険者転入届受理通知書（写）、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和54年9月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和54年10月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から51年1月21日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
申立期間は、A社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の企業年金保険資料及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年11月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年1月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、平成18年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日から19年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、現在勤務しているA社に平成18年12月1日に入社したにもかかわらず、19年8月1日からの加入記録しか無い旨の回答を受けた。18年12月1日から同社に勤務しているのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「健康保険被保険者厚生年金基金加入員資格取得確認および標準報酬(給与)決定通知書」、申立期間に係る給与明細書の控え、B厚生年金基金が提出した「加入員異動履歴照会」及び事業主の陳述等から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の「健康保険被保険者厚生年金基金加入員資格取得確認および標準報酬(給与)決定通知書」及び「加入員異動履歴照会」によると、申立人が平成18年12月1日にA社でB厚生年金基金加入員資格を取得し、現在に至るまで継続して加入していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の様式を使用しており、当基金に提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」との回答があった。



これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成18年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の「健康保険被保険者厚生年金基金加入員資格取得確認および標準報酬（給与）決定通知書」の標準報酬月額の記録及び給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月17日から同年5月17日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和44年3月17日にC社へ入社後、グループ企業への異動はあったが、退職する58年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和49年5月17日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月分の給与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門D工場における資格取得日に係る記録を昭和25年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月18日から同年8月7日まで

私の夫は、昭和21年6月4日から49年8月31日までA社及びその関連事業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社の関連事業所（E工場）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時のA社C部門D工場の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和25年7月18日にA社F支店から同社C部門D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門D工場における昭和25年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。当該事業所には、間違いなく平成17年4月1日から勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成17年4月1日から勤務していることが確認できる上、事業所提出の賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業所提出の申立人に係る賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年4月は18万円、同年5月及び同年6月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日が平成17年7月1日となっていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る資格取得届の提出が遅れたとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び同社D本社が加入するC健康保険組合の回答等から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和50年8月1日にA社B支店から同社D本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における資格喪失日の翌日がいずれも昭和50年7月31日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ喪失日と記録したとは考え難い上、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年5月31日）及び資格取得日（昭和45年9月18日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年9月18日まで

私は、昭和43年8月から47年9月までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、45年5月31日から同年9月18日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年5月31日に資格を喪失後、同年9月18日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認でき、申立人と同一職種であったとする同僚二人の陳述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚二人は、「自身の在籍期間中に申立人の業務内容及び雇用形態等に変更は無かったと思う。」旨陳述している上、別の同僚は、「A社では、厚生年金保険の加入及び非加入の選択は無く、全員が強制加入であった。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同



社での在籍が確認できる同僚 12 人の同社での厚生年金保険被保険者期間は、空白期間が無く連続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 45 年 4 月及び同年 9 月の社会保険事務所の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、昭和 55 年 6 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 5 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給者は申立人のみである上、同社のB業務を担当していたとする同僚は、「当時、事業主による脱退手当金の代理請求は行っていなかった。」旨陳述しており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 8 日から 43 年 11 月 23 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 2 日から 45 年 2 月 5 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B部門及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、C社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和45年10月28日に支給決定されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年2月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に勤務した最終事業所であるC社での厚生年金保険被保険者期間のみでは脱退手当金の受給要件を満たさない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計11ページに記載された女性のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人を含む二人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年8月1日、資格喪失日は29年5月10日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月7日から29年5月10日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたことが記載された同社発行の表彰状を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び申立人から提出された同社発行の表彰状の記載から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間とほぼ一致する期間において、申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和28年8月1日、資格喪失日は29年5月10日）が確認できる。

また、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間にA社における被保険者記録が有り、その前後の期間ともB社における被保険者記録が有る元従業員の一人名は、「A社は、B社が買収した会社である。私は、B社の社員であったが、一時期、上司の指示で、A社の社員として勤務

したことがある。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和28年8月1日、資格喪失日は29年5月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年9月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和19年9月から20年9月まで勤務しており、一緒に勤務した友人には同社での加入記録が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名であり（名字の漢字表記が一部異なり、名が本名のカナ表記ではなく漢字表記となっている。）、生年月日が10日違いの基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日。）が確認できる。

また、当該複数の同僚は、「申立期間当時、申立人と同姓同名の従業員はほかにいなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月6日に訂正するとともに、同社における被保険者記録のうち資格喪失日（昭和27年3月26日）及び資格取得日（昭和28年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和26年4月6日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人の昭和27年3月26日から28年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月6日から同年11月1日まで  
② 昭和27年3月26日から28年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和26年4月から35年6月まで継続して勤務しており、これについて事業主による経歴証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の元事業主が発行したとする経歴証明書及び社会保険担当者であったとする同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが認められる。

また、当該同僚は、「申立人と私は、職員（正社員）の身分であり、試用期間は無く入社後すぐに厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、当該同僚が入社したとする時期と被保険者資格を取得した時期はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和26年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、27年3月26日に資格を喪失後、28年1月21日に同社において資格を再取得しており、27年3月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、上記経歴証明書及び当該同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、「申立期間当時、A社では、従業員は職員（正社員）とC業務従事者に区分されていた。申立人は、入社してから退職するまで、職員（正社員）として、B業務に従事していた。」と陳述しており、申立期間において、申立人の勤務形態及び職務内容に変更が無かったことがうかがえる。

さらに、申立人と同じ職員（正社員）であったとする当該同僚は、申立期間において、A社における被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年2月及び28年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主の所在も不明であるため確認できないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。事業主が事務手続の誤りを認めているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与台帳に記載されている保険料控除額から、5万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年12月16日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

|        |   |            |
|--------|---|------------|
| 氏名     | : | } 別添①一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |            |
| 生年月日   | : |            |
| 住所     | : |            |

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月16日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。事業主が事務手続の誤りを認めているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与台帳の保険料控除額から、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年12月16日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件68件(別添①一覧表参照)

## 別添①

| 番号           | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|--------------|----|--------|--------|----|-----------|
| 大阪<br>事案6962 | 男  |        | 昭和29年生 |    | 10万円      |
| 大阪<br>事案6963 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 9万9,000円  |
| 大阪<br>事案6964 | 男  |        | 昭和22年生 |    | 32万3,000円 |
| 大阪<br>事案6965 | 男  |        | 昭和24年生 |    | 31万9,000円 |
| 大阪<br>事案6966 | 男  |        | 昭和16年生 |    | 32万3,000円 |
| 大阪<br>事案6967 | 女  |        | 昭和25年生 |    | 32万3,000円 |
| 大阪<br>事案6968 | 男  |        | 昭和16年生 |    | 32万2,000円 |
| 大阪<br>事案6969 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 32万円      |
| 大阪<br>事案6970 | 男  |        | 昭和19年生 |    | 31万8,000円 |
| 大阪<br>事案6971 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 24万6,000円 |
| 大阪<br>事案6972 | 男  |        | 昭和19年生 |    | 31万7,000円 |
| 大阪<br>事案6973 | 男  |        | 昭和16年生 |    | 31万6,000円 |
| 大阪<br>事案6974 | 男  |        | 昭和14年生 |    | 34万6,000円 |
| 大阪<br>事案6975 | 男  |        | 昭和25年生 |    | 31万6,000円 |
| 大阪<br>事案6976 | 男  |        | 昭和22年生 |    | 31万6,000円 |
| 大阪<br>事案6977 | 男  |        | 昭和12年生 |    | 12万円      |
| 大阪<br>事案6978 | 男  |        | 昭和13年生 |    | 12万円      |
| 大阪<br>事案6979 | 男  |        | 昭和29年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案6980 | 男  |        | 昭和17年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案6981 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案6982 | 男  |        | 昭和17年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案6983 | 男  |        | 昭和16年生 |    | 30万6,000円 |
| 大阪<br>事案6984 | 男  |        | 昭和25年生 |    | 31万2,000円 |
| 大阪<br>事案6985 | 男  |        | 昭和39年生 |    | 32万円      |
| 大阪<br>事案6986 | 男  |        | 昭和26年生 |    | 30万9,000円 |
| 大阪<br>事案6987 | 男  |        | 昭和48年生 |    | 30万9,000円 |
| 大阪<br>事案6988 | 男  |        | 昭和27年生 |    | 30万8,000円 |
| 大阪<br>事案6989 | 男  |        | 昭和26年生 |    | 33万8,000円 |
| 大阪<br>事案6990 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 30万6,000円 |
| 大阪<br>事案6991 | 男  |        | 昭和41年生 |    | 30万5,000円 |
| 大阪<br>事案6992 | 男  |        | 昭和26年生 |    | 5万円       |
| 大阪<br>事案6993 | 男  |        | 昭和28年生 |    | 30万6,000円 |
| 大阪<br>事案6994 | 男  |        | 昭和25年生 |    | 32万3,000円 |
| 大阪<br>事案6995 | 男  |        | 昭和20年生 |    | 31万6,000円 |

## 別添①

| 番号           | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|--------------|----|--------|--------|----|-----------|
| 大阪<br>事案6996 | 男  |        | 昭和31年生 |    | 31万3,000円 |
| 大阪<br>事案6997 | 男  |        | 昭和18年生 |    | 31万3,000円 |
| 大阪<br>事案6998 | 男  |        | 昭和22年生 |    | 34万2,000円 |
| 大阪<br>事案6999 | 男  |        | 昭和27年生 |    | 31万2,000円 |
| 大阪<br>事案7000 | 男  |        | 昭和21年生 |    | 30万4,000円 |
| 大阪<br>事案7001 | 男  |        | 昭和17年生 |    | 34万円      |
| 大阪<br>事案7002 | 女  |        | 昭和29年生 |    | 30万9,000円 |
| 大阪<br>事案7003 | 男  |        | 昭和17年生 |    | 30万9,000円 |
| 大阪<br>事案7004 | 男  |        | 昭和16年生 |    | 30万8,000円 |
| 大阪<br>事案7005 | 男  |        | 昭和26年生 |    | 30万7,000円 |
| 大阪<br>事案7006 | 男  |        | 昭和27年生 |    | 30万7,000円 |
| 大阪<br>事案7007 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 30万6,000円 |
| 大阪<br>事案7008 | 男  |        | 昭和22年生 |    | 20万3,000円 |
| 大阪<br>事案7009 | 男  |        | 昭和20年生 |    | 35万円      |
| 大阪<br>事案7010 | 男  |        | 昭和12年生 |    | 14万円      |
| 大阪<br>事案7011 | 男  |        | 昭和20年生 |    | 35万円      |
| 大阪<br>事案7012 | 男  |        | 昭和24年生 |    | 30万9,000円 |
| 大阪<br>事案7013 | 男  |        | 昭和31年生 |    | 35万円      |
| 大阪<br>事案7014 | 男  |        | 昭和27年生 |    | 32万3,000円 |
| 大阪<br>事案7015 | 男  |        | 昭和25年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案7016 | 男  |        | 昭和35年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案7017 | 男  |        | 昭和30年生 |    | 31万4,000円 |
| 大阪<br>事案7018 | 男  |        | 昭和25年生 |    | 31万3,000円 |
| 大阪<br>事案7019 | 男  |        | 昭和43年生 |    | 29万7,000円 |
| 大阪<br>事案7020 | 男  |        | 昭和21年生 |    | 31万円      |
| 大阪<br>事案7021 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 30万7,000円 |
| 大阪<br>事案7022 | 男  |        | 昭和24年生 |    | 33万6,000円 |
| 大阪<br>事案7023 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 33万5,000円 |
| 大阪<br>事案7024 | 男  |        | 昭和22年生 |    | 35万3,000円 |
| 大阪<br>事案7025 | 男  |        | 昭和32年生 |    | 15万円      |
| 大阪<br>事案7026 | 男  |        | 昭和24年生 |    | 10万円      |
| 大阪<br>事案7027 | 男  |        | 昭和23年生 |    | 5万円       |
| 大阪<br>事案7028 | 男  |        | 昭和31年生 |    | 10万円      |
| 大阪<br>事案7029 | 男  |        | 昭和19年生 |    | 10万円      |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

|        |   |            |
|--------|---|------------|
| 氏名     | : | } 別添②一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |            |
| 生年月日   | : |            |
| 住所     | : |            |

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金事務所には当該期間の標準賞与額に係る記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間において、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件23件（別添②一覧表参照）

## 別添②

| 番号           | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|--------------|----|--------|--------|----|-----------|
| 大阪<br>事案7030 | 女  |        | 昭和20年生 |    | 59万円      |
| 大阪<br>事案7031 | 女  |        | 昭和21年生 |    | 62万円      |
| 大阪<br>事案7032 | 女  |        | 昭和44年生 |    | 52万8,000円 |
| 大阪<br>事案7033 | 女  |        | 昭和46年生 |    | 49万7,000円 |
| 大阪<br>事案7034 | 女  |        | 昭和49年生 |    | 46万3,000円 |
| 大阪<br>事案7035 | 女  |        | 昭和48年生 |    | 40万5,000円 |
| 大阪<br>事案7036 | 女  |        | 昭和45年生 |    | 43万円      |
| 大阪<br>事案7037 | 女  |        | 昭和47年生 |    | 42万円      |
| 大阪<br>事案7038 | 女  |        | 昭和28年生 |    | 55万9,000円 |
| 大阪<br>事案7039 | 女  |        | 昭和25年生 |    | 55万4,000円 |
| 大阪<br>事案7040 | 女  |        | 昭和26年生 |    | 55万円      |
| 大阪<br>事案7041 | 女  |        | 昭和50年生 |    | 39万円      |
| 大阪<br>事案7042 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 46万円      |
| 大阪<br>事案7043 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 44万円      |
| 大阪<br>事案7044 | 女  |        | 昭和24年生 |    | 38万6,000円 |
| 大阪<br>事案7045 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 38万6,000円 |
| 大阪<br>事案7046 | 女  |        | 昭和20年生 |    | 36万8,000円 |
| 大阪<br>事案7047 | 女  |        | 昭和31年生 |    | 36万3,000円 |
| 大阪<br>事案7048 | 女  |        | 昭和27年生 |    | 36万3,000円 |
| 大阪<br>事案7049 | 女  |        | 昭和46年生 |    | 29万7,000円 |
| 大阪<br>事案7050 | 女  |        | 昭和35年生 |    | 29万7,000円 |
| 大阪<br>事案7051 | 女  |        | 昭和42年生 |    | 27万2,000円 |
| 大阪<br>事案7052 | 女  |        | 昭和40年生 |    | 26万円      |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 11 月に国民年金に加入した。アルバイト先で付加年金のことを聞いていたので、受給額が増えるように同時に付加年金にも加入し、第 3 号被保険者になるまでの間、毎年、年度初めに送られてくる納付書を使い、国民年金保険料（付加保険料を含む）を市役所の窓口から納めていた。

付加年金喪失の手続をした記憶は無く、督促が届いた記憶も無い。生活状況にも変化は無かったので、昭和 57 年 4 月から付加保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 11 月に国民年金の加入と同時に付加年金にも加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、毎年、年度初めに送られてくる納付書を使い、市役所の窓口から納付していたと申し立てている。

そこで、A 市に、定額保険料とともに付加保険料を納付する場合の納付書はどのように作成されているか確認したところ、「定額保険料と付加保険料を合わせた金額を記載した納付書となっている。」旨回答を得た上、付加年金は一度加入すると、喪失の手続がされない限り継続され、また、当該納付書には、「定額」及び「付加」の記載がされていないことが確認できることから、申立人が A 市から送付されてきた納付書で定額保険料及び付加保険料を継続して納付してきたとの主張に不自然さはない。

しかし、納付記録を見ると、48 か月と長期間にわたって、定額保険料のみの納付記録となっていることから、A 市から申立人に送付された納付書は、申立人の意志に反し付加保険料を含まない定額保険料のみの金額が記載され

た納付書であったと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 62 年 5 月まで

昭和 44 年 8 月に夫が厚生年金保険被保険者資格の喪失後、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。夫が 46 年 8 月に厚生年金保険に再加入した時も私は引き続き国民年金保険料を納めていた。54 年 12 月で夫が会社を辞め商売を始めた時も、私が夫の国民年金の加入手続をして夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納めていた。商売を始めたばかりで夫婦二人分の保険料を納めるのは大変だったことを記憶している。

平成 15 年に夫が亡くなり、遺族年金の手続が終了したときに夫に関するものはすべて処分してしまったため納付を証明するものは無いが、必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、特殊台帳及びA市の被保険者名簿から、昭和 46 年 8 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、再取得したことをうかがわす形跡は見当たらず、申立期間は国民年金未加入期間となることから保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻の国民年金の資格に関する記録を見ると、特殊台帳から、夫が厚生年金保険に再加入した昭和 46 年 8 月及び厚生年金保険被保険者資格を喪失した 54 年 12 月において、種別変更手続がなされておらず、62 年 6 月に国民年金第 3 号被保険者資格を取得するまで強制加入したままとなってい

ることから、申立人の妻がその夫の申立期間の国民年金の加入手続をしたとは考え難い。

さらに、申立期間は 89 か月と長期間であり、行政側がこれだけ長期にわたり事務過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 40 年 11 月、A 市役所 B 出張所で住民異動届を提出した時、同市の職員から、未納とされている 5 年分の保険料を一括して納めることができると聞いたので、申立期間の保険料をまとめて納付した。その時、横長の領収書を受け取ったが、紛失してしまった。保険料額は 5 年間で 6,000 円であった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の出張所で申立期間の保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 9 月までの保険料は、時効により制度上納付することができない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料は、過年度納付が可能であるが、過年度保険料は、市の窓口では納付することができないところ、申立期間の保険料を市の窓口で一括して納付し、領収書を受け取ったとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 40 年度に係る印紙検認記録欄を見ると、検認印が押されていないことが確認できるところ、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和 40 年 11 月時点で、昭和 40 年度の保険料は印紙検認による現年度納付が可能であり、市が、同年度にかかる保険料

を受け取った際に、年金手帳に検認印を押さずに領収書を交付したとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和40年11月に、未納であった36年4月から41年3月までの保険料6,000円を一括で納付したと申し立てているところ、申立人が主張している時期には未納期間を一括で納付することができる特例納付制度が開始されておらず、申立人の陳述と符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 4 月まで

私が実家で生活していた昭和 43 年 5 月又は同年 6 月の日曜日に、同じ町内に住む役所の職員が、国民年金保険料の集金に家に来た。今までに保険料の未納が有るとのことで、金額は約 28 万円と高額だった。父は、仏壇に供えてあった私の給料など、家にあるお金をかき集めて納付してくれた。それなのに、申立期間は未加入期間とされており納付できない。年金記録を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 5 月又は同年 6 月の日曜日に、国民年金の未納保険料として約 28 万円を、父親が集金に来た同じ町内に住む役所の職員に納付してくれたと主張しているが、申立人に係る特殊台帳、オンライン記録及び A 市の被保険者名簿によると、申立人は 42 年 7 月 1 日付けで資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することができず、申立内容とは一致しない。

また、申立人の父親が保険料納付を行ったとする昭和 43 年 5 月又は同年 6 月の時点では、申立期間の大部分の保険料は過年度保険料として取り扱われるところ、A 市では現年度保険料の収納しか取り扱っていなかったとしており、役所の職員に保険料を納付したとする主張とは一致せず、過去の保険料をさかのぼって納付することのできる特例納付制度の期間にも当たっていない。

さらに、申立人は父親が未納分として約 28 万円を納めたと主張しているが、申立期間の保険料合計額は 2,000 円であり、大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、申立期間当時同居していた申立人の母親及びその 6 歳年下の弟に係るオンライ

ン記録によると、申立期間について母親は申請免除、弟は未納及び申請免除の記録となっていることが確認できることから、同居親族の未納保険料をまとめて納付したとも考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払いだされたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、老後のことが気になり、昭和49年秋ごろに母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その時に窓口で、申立期間の納付書をもらったので、その日のうちに市役所内にある銀行から保険料を納付し、薄い2枚の領収書をもらった。また、同時に翌昭和50年度分から納付書を送ってもらうことにしたので、昭和50年4月からは送られてきた納付書で定期的に保険料を納付した。

その後しばらくして、父親の会社に来ていた会計事務の方に、国民年金保険料の領収書をまとめて渡したところ、申立期間に係る薄い2枚の領収書が戻ってこなかった。しかし、今持っている昭和50年度の領収書より前に、薄い2枚の領収書があったことは確かであり、申立期間が未納とされていることに納得できないため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年秋ごろに国民年金の加入手続を行い、加入手続日に、市役所内にある銀行から、申立期間の保険料を納付し、薄い2枚の領収書をもらったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に申立人の母親と同一日付けで払い出されているほか、オンライン記録によると母親は任意加入被保険者として同年3月13日に資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入者は加入手続日に資格を取得することから、申立人の加入手続は、母親の資格の取得日と同一日になされたものと推認でき、同年秋ごろに加入したとする申立人の主張とは一致しない。

また、加入手続時点において、昭和48年度の国民年金保険料は印紙検認記

録方式により現年度納付が可能であったほか、当時の市の広報紙によると、申立期間に係る納付書は昭和 49 年 10 月に被保険者宛に送付される旨の記載が確認でき、加入手続時に、現年度納付が可能であった昭和 48 年度保険料を未納にした上で、後に到来する申立期間の納付書を入手し、加入手続日に納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 49 年度の納付書交付についての記憶は定かではなく、また、当該期間については、加入手続日以降に、現年度納付は可能であったほか、昭和 52 年 1 月末日までは過年度納付も可能であったが、いずれの場合も、加入手続日に納付したとする申立人の主張とは一致せず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から同年12月まで

私がか会社を退職し実家に戻った昭和41年5月ごろ、私は父親から、失業しているなら国民年金に加入しなくては行けないと言われ、その後、私の国民年金の加入手続と保険料納付は、父親が行ったはずである。既に父親は死亡しており、当時のことは分からないが、父親はA業務従事者をしていたので、未納にしておくとは思えないことから、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月ごろ、申立人の父親によって国民年金の加入手続が行われ、その後の保険料納付も父親が行っていたとしているが、申立人に係るオンライン記録によると、申立人の公的年金加入記録は厚生年金保険の被保険者期間の記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。

また、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は亡くなっており、申立人自身は直接関与していないことから、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、若いころから母に年金の大切さを教えられ、会社を退職する際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を忘れず行ってきた。そのため、私は、国民年金への加入手続を、会社を退職した昭和 61 年 3 月ごろに A 区役所で行っているはずである。また、それ以降の申立期間についての国民年金保険料については、当時の保険料額は定かではなく、領収書等も残っていないものの、経済的に苦しい中、毎月欠かさず郵便局で納付書を使って納めてきたことを覚えている。このことから、私の国民年金記録に未納期間は無いはずであるのに、申立期間は未加入期間かつ未納とされていて、納付できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月ごろ、国民年金の加入手続を A 区役所で行ったとしているが、申立人の加入手続時期について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、申立人の前後番号の第 3 号被保険者についての事務処理日付が平成 4 年 3 月半ばであるのがオンライン記録によって確認できることから、申立人の加入手続は、この時期に行われたものと推認される。この加入手続の際、申立人は 2 年 2 月 17 日にさかのぼって資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によって確認できることから、申立期間は未加入期間となるほか、加入手続時点で申立期間の未加入又は未納が判明していたとしても、申立期間は、時効により、既に保険料の納付ができない期間であった。

また、平成 2 年度の国民年金保険料については、いずれの月についても、その納付日が、時効により納付不能になる直前の時期（平成 4 年 5 月から 5

年4月までの各月の月末ごろ)であるのがオンライン記録によって確認できることから、申立人は、平成4年3月ごろに初めて国民年金の加入手続きを行い、その後、時効により保険料納付不能になる直前の月分の保険料を、毎月末ごろに順次過年度納付していたと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による保険料納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間のうち、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿が作成されていた昭和62年7月以前の期間について同払出簿の内容をすべて調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は37か月に及び、行政側がこれほどの長期にわたって毎月継続的に事務的過誤を繰り返すことは考え難いほか、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書控え等)及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年1月まで

具体的な時期は覚えていないが、年金手帳と保険料の納付書が送付されてきたので、私が、毎月、当月分の保険料を母に渡して、母が銀行で私の保険料を納付してくれていた。

しかし、母は、最初のころは、保険料を納付していなかったらしく、母が納付書で保険料の納付を開始してしばらくしたころ、督促状が届いたので、母が社会保険事務所(当時)に電話して、未納分の納付書を郵送してもらった。

それからは、未納が無くなるまで、母に2か月分の保険料を渡し、母が当月分の保険料と未納期間の1か月分の保険料を、毎月、一緒に納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親に2か月分の保険料を渡し、母親が当月分の保険料と一緒に毎月銀行で納付してくれていたとし、これらの納付に直接関与していないことから、この点に関して、申立人自身が改めて母親に確認したところ、母親からは、納付できなかった時もあったとし、その時期等もよく覚えていないと言われたと陳述しており、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母親に2か月分の保険料を渡していたとする時期について、平成7年1月から、1年2か月間又は1年3か月間ほど、アルバイトとして勤務し、そこは給料が高かったため、この時期にしか、母親に2か月分の保険料を渡せる余裕はなかったと具体的に陳述している一方、申立人は、母親が、当時は現年度保険料を取り扱わない社会保険事務所に電話

して、未納分の納付書を郵送してもらったと申し立てていることから、当該納付書は、過年度保険料の納付書であったものと推認されるとともに、申立期間の保険料が過年度保険料となるのは、申立人が、それまでアルバイト勤務していたとする店を既に退職していたとみられる8年5月以降であることを踏まえると、申立人が母親に2か月分の保険料を渡していたとする時期と、母親が当該保険料を納付してくれていたとする時期が符合しないものと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の平成8年2月以降の保険料は、基本的に毎月当月内に現年度納付されていることが、具体的な納付日とともに記録されているにもかかわらず、収納事務の機械化等により、既に記録管理の強化が図られていた当時において、これらの現年度保険料と一緒に納付していたとする申立期間に係る過年度保険料の納付記録のみが、9回も連続して毎月欠落することは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年5月まで

私は、「A」の名前で国民年金に任意加入し、それから5年間、保険料を年金手帳で集金人に納付してきたが、集金人が、「今までの分は、区役所で預かります。来月からは、この年金手帳（現在所持する国民年金手帳）で納付してください。」と言って、古い年金手帳を持ち帰ってしまった。新しい年金手帳には「B」とフリガナが打たれていたため、集金人に名前が間違っていることを指摘すると、「これからは、年金番号で管理するから大丈夫。」と言われて安心していた。

私が、古い年金手帳で納付してきた5年間の保険料が納付記録から抹消されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年6月8日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが記載され、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びオンライン記録の資格の取得日とも一致している上、資格取得日前の同年4月及び同年5月の印紙検認記録欄には、保険料の納付を要しないことを示す斜線が確認できることから、申立期間は、記録上、国民年金の任意加入期間の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間当初に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、手帳記号番号払出簿検索ツールによる漢字検索及びオンライン記録による「A」を含めた各種の氏名検索を行ったが、申

立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は5年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、C市における国民年金保険料の徴収方法は、昭和48年3月まで国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、当該年度の保険料納付が終了すると、集金人が、右側の印紙検認台紙を切り取って持ち帰る取扱いとされていたところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和47年6月から48年3月までの保険料を集金人に納付したことを示す検認印が確認できるとともに、右側の印紙検認台紙が検認印で割印されて切り取られていることから、集金人が、「今までの分は、区役所で預かります。」と言って持ち帰ったとするのは、申立人が主張する古い年金手帳では無く、当該印紙検認台紙であったものとするのが自然である。

また、国民年金手帳の昭和48年度印紙検認記録欄には、昭和48年4月以降の領収証書が貼付されているが、そこにカタカナで印字された申立人氏名は、申立人が集金人に、新しい年金手帳に打たれたフリガナが間違っていると指摘したとする「B」となっているほか、申立人が新しい年金手帳として所持している同年金手帳の申立人氏名は、漢字のみで記載されており、フリガナが打たれていないことなどを踏まえると、集金人から、「来月からは、この年金手帳で納付してください。」と言われたとする申立人の記憶は、ちょうど同年4月から納付書による納付方法が開始されたことから、「これからは、（国民年金手帳に貼付されている）この領収証書で納付してください。」という趣旨の内容であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年2月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年2月まで  
② 昭和45年4月から47年3月まで

私は、国民年金保険料を納付しないと、将来、年金を受給できないと聞かされたので、私が市議員に依頼して、保険料を分割納付できるようにしてもらい、妻が私の保険料を納付してくれたはずである。

しかし、私の「ねんきん特別便」では、国民年金の加入月数と納付済月数が一致しておらず、申立期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると申し立てていることから、納付に直接関与していない上、申立人に、申立人及びその妻に係る過去の特例納付の記録及び保険料の還付記録などの状況を具体的に提示しながら当時の事情を聴取しても、いずれの記録に関しても、すべて妻に任せていたので何も分からないと陳述するのみであり、その妻も既に亡くなっていることから、妻が保険料を分割して納付したとする時期、納付方法及び納付金額等は不明である。

そこで、申立人及びその妻について、国民年金の加入時期等を調査すると、第1回目の特例納付実施期間の最終日である昭和47年6月30日に、夫婦一緒に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、夫婦の特殊台帳を見ると、申立人については、申立人が35歳に到達する年度当初の43年4月から、妻については、妻が35歳に到達する年度当初の41年4月から、それぞれ申立期間②直前の45年3月までの期間が保険料の納付済期間となっている上、当該期間は、手帳記号番号の払出時点において時効完成後の期間であることから、これらの



保険料は、夫婦共に年金受給資格期間を最低限確保することを目的として、加入手続が行われた日に特例納付したものと考えられる。しかしながら、加入手続時点で過年度となる申立期間②に対しては、第2回目の特例納付時において、年金受給資格期間が不足する被保険者を対象に実施された納付勧奨を行ったことを示す「附18条勧奨」のゴム印が夫婦共に確認できる。

また、申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の妻の特殊台帳には、第3回目の特例納付実施期間中の昭和54年10月に、43年11月から44年4月までの期間及び同年7月から47年1月までの期間が妻の厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明し、既に第1回目の特例納付により保険料の納付済期間となっている期間のうち、重複納付となる43年11月から44年4月までの期間及び同年7月から申立期間②直前の45年3月までの保険料が還付されたことが記載されているが、申立期間②と重複する同年4月から47年1月までの期間については、保険料が還付された記録が見当たらないことから、当該厚生年金保険の被保険者期間の記録が追加されるまで、申立期間②の保険料は、申立人と共に未納であったものとみるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻は、第3回目の特例納付時に昭和36年4月から同年12月までの保険料を特例納付していることが特殊台帳により確認できる一方、申立人のオンライン記録を見ると、第3回目の特例納付が終了して約15年が経過した平成7年7月に、昭和37年8月から同年12月までの期間及び申立期間①直後の42年3月から44年8月までの期間が申立人の厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明し、既に第1回目の特例納付により保険料の納付済期間となっている期間のうち、重複納付となる43年4月から44年8月までの期間の保険料が還付されていることが確認できる。したがって、申立人の妻が、第3回目の特例納付時において、年金の満額受給を目的として、申立期間①及び②を含む当時のすべての未納期間に対し、保険料を特例納付していたとすると、新たに記録が追加された厚生年金保険の被保険者期間のうち、上記還付記録のある期間以外の期間についても重複納付となり、保険料が還付されることとなる場合、当該期間以外に保険料が還付された記録は見当たらないほか、申立期間①に相当する期間は妻も未納期間とされている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月まで

国民年金への加入については、昭和 38 年 10 月の結婚後すぐ、夫が、A 市 B 区役所で手続をしてくれたと思う。

申立期間については、毎月自宅へ来た集金人へ夫婦二人分の保険料を、自分自身で納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 38 年 10 月に、国民年金の加入手続を行い、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区において、昭和 43 年 8 月 30 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、40 年 12 月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、41 年 1 月から同年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しているものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料は過年度保険料となるため、加入手続時に制度上納付可能な 2 年分の保険料をさかのぼって納付した一方、それ以前の申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 38 年 10 月の婚姻後すぐに加入手続をしたとする一方で、自身の国民年金保険料の納付を開始したのは、夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失後であるとも陳述しているところ、オンライン記録を見る

と、夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 40 年 3 月 26 日となっており、陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の国民年金の加入時期及び申立期間の国民年金保険料の納付に係る記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月まで

昭和 43 年に会社を退職後、自分で私及び元妻の国民年金の加入手続を行い、また、再婚後の妻の国民年金加入手続も自分が行った。

申立期間の国民年金保険料については、自分が元妻又は妻の保険料と一緒に自身の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年ごろ、自身で元妻と一緒に夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、また、当初の国民年金保険料についても、自身が元妻の分と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、夫婦連番で昭和 44 年 10 月に職権により払い出されており、自らの意思に基づき加入手続をしたとする申立内容と符合しない上、元妻の納付記録を見ても申立期間を含む 42 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされている。

また、申立人は、昭和 45 年 7 月の再婚後は、自身が妻の国民年金保険料と一緒に自身の保険料も納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、妻の国民年金手帳記号番号は 53 年 2 月 10 日に払い出され、50 年 1 月以降の保険料について納付済みの記録が確認できるものの、それ以前は未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から平成元年5月まで

国民年金の加入については、会社を退職後、昭和46年2月ごろに手続きしたはずである。しかし、加入手続の場所及び詳しい状況についてははっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料に係る詳しい納付状況についても、はっきりとは覚えていないが、10年間も保険料を納付していないことはないはずであり、たぶん、区役所から送付された納付書を持って、銀行で納付したはずなので未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人の所持している国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和53年6月15日付けで国民年金被保険者資格を喪失した後、再び資格を取得したのは平成6年4月21日付けであることが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、A市B区から同市C区、同市D区及び同市E区に転居していることが戸籍附票により確認できるものの、特殊台帳の住所履歴欄を見ると、同市F区から昭和53年5月にB区に転居したとの記録はあるものの、それ以降の転居記録が無く、国民年金法上の変更手続きを行っていなかったものと考えられ、少なくともC区、D区及びE区居住当時においては、申立人に対して保険料納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立期間当時の住所地を管轄する複数の社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は 119 か月に及んでおり、これほど長期間かつ複数の行政機関において、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 25 日から同年 5 月 31 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 11 日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、中学卒業後すぐにA社で勤務し、B船（漁船）に乗っていたのに、船員保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和 33 年 9 月からC社で勤務し、D船（漁船）に乗っていたのに、船員保険の加入記録は 34 年 1 月からしか無い。

船員保険に加入していなければ乗船できないはずなので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB船で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間にB船で被保険者記録の有る元従業員の船員保険被保険者記録を見ると、3人の者が中学校を卒業した年の9月に同船で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、中学校卒業と同時に、同船において被保険者資格を取得している者は見当たらない。

また、申立期間当時の船舶所有者及び会計責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、B船に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の被保険者証整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和 33 年 9 月 1 日からD船（船舶所有者



は、C社)に乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主及び会計責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人は、D船における同僚の名前を記憶していないため、C社に係る船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、6人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月15日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
昭和19年4月1日にA社B支店に入社し、20年8月15日に解散するまでの間、同社C部門でD業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店は、昭和20年8月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年4月(申立期間の始期)に被保険者資格を取得している者及び同年6月1日(厚生年金保険法施行日)に被保険者資格を取得している者で連絡先の判明した者に照会し54人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が上司及び同僚として名字を記憶している者と同じ名字の者は複数確認できるが、全員が連絡先不明のため、それらの者が申立人の上司又は同僚であるか否かは確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証の交付を受けた記憶が無いとしており、厚生年金保険料控除の

記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から29年まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A県B市にあった進駐軍に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA県B市にあった進駐軍で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA県B市の進駐軍は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、駐留軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知)により、昭和24年4月1日から、駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、A県の進駐軍労務者を管理するC渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するD防衛局は、「申立期間当時の記録は名簿形式のもののみが保存されており、当該名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できず、申立人に関する資料は無い。」としている。

さらに、申立期間当時のC渉外労務管理事務所及びA県B市に隣接する市町村にあった駐留軍関係の厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿も調査したが、申立人の加入記録は確認することができなかった。

加えて、申立人の妻は、申立人の同僚及び事業主の氏名を知らないことから、その連絡先を特定することができず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成 18 年 5 月 31 日まで継続して勤務していたのに、同社の手続ミスにより、申立期間の加入記録が欠落しているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成 21 年 6 月 16 日に同社から社会保険事務所に対して提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届に基づき、既に 18 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日に訂正されている(厚生年金保険法第 75 条本文の規定により時効が成立した後の訂正)。

しかし、A社は、申立期間当時、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたとしていること、及び申立人が同社に入社した平成 16 年 10 月の給料支払明細書を見ると厚生年金保険料が控除されていないことから翌月控除であることが確認できるところ、同社が申立人に対して支給した最後の給与である 18 年 5 月の給料支払明細書を見ると、同年 4 月の厚生年金保険料のみが控除されており、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社も、「申立人については、平成 18 年 5 月の給料支払明細書に記載の同年 4 月の保険料控除が最後であり、その後申立人に対して給与を支払って

いないし、申立期間の保険料も控除していない。」としている。

さらに、申立人の雇用保険の記録における離職日は平成18年5月30日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 7 日から同年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社の派遣社員として、平成 18 年 4 月 7 日から同年 7 月 31 日までB社に勤務したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る派遣社員雇用契約書及び賃金台帳等から、申立人が申立期間から同社の派遣社員として継続して勤務していたことが認められる。

しかし、当該賃金台帳及びA社提出の給与支払報告書を見ると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「当社在籍の派遣社員については、就業開始からおおむね2か月が経過し、長期雇用の見通しが立った時点で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させている。申立人については、平成 18 年 4 月 7 日の勤務開始からおおむね2か月が経過した同年 6 月 1 日に長期雇用の見通しが立ったので、同日が厚生年金保険等の資格取得日となっている。」旨陳述しているところ、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を見ると、同社は、申立人の資格取得日を同年 6 月 1 日と届け出ていることが確認でき、申立人の雇用保険の資格取得日も同日で一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 7058(事案 3403 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から27年12月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、期間は不明であるものの進駐軍のB工場に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料控除についてはまでは推認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たに、申立期間当時の同僚3人の名字を思い出したので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、期間は不明であるものの、申立人が進駐軍のB工場に勤務していたことは推認できるが、i)同事業所の事業主の子で、申立期間当時は同事業所の従業員であった者が、申立人に係る保険料控除等については不明であるとしている、ii)同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年4月1日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所でない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚3人の名字を思い出したので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかし、進駐軍のB工場の前身会社であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該3人のうちの1人と思われる者の記録が確認でき

るが、同人は平成 11 年に死亡しており、ほかの 2 人については、進駐軍の B 工場及び C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同人たちの記録は見当たらず、所在を特定できないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月ごろから37年10月1日まで  
② 昭和39年12月ごろから42年5月20日まで

夫は申立期間①は、A社に継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、A社における資格取得日が昭和37年10月1日となっており、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

また、申立期間②は、B社に継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社における資格取得日が昭和42年5月20日となっており、申立期間②が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻が、申立人は、申立期間には既にA社で勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に在職していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和37年10月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社の当時の事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚からは、申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻が、申立人は、申立期間には既にB社で勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に在職していたことが推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和42年5月20日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社は平成17年6月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在が不明のため、当時の事情を明らかとする関連資料、周辺事情は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 5 日から 51 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間の加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚からの陳述により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記同僚は、「申立期間当時、A社は、厚生年金保険に加入させない者がおり、申立人も正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

また、申立期間当時、A社の事務担当者であった者は、「申立人は、B国民健康保険組合に加入していたものの、種別が第2種組合員であった。第2種組合員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったため、厚生年金保険料も控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月25日から21年2月15日まで  
② 昭和24年6月11日から25年2月1日まで

私の夫は、申立期間①において、A社B工場に、申立期間②は、同社B工場又はC社に勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)に、私の夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②が未加入期間とされている旨の回答を得た。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間当時、私の夫と家族は会社の社宅にずっと住んでいたもので、A社B工場又はC社のいずれかの事業所に継続して勤務していたことの証明になると思う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立期間もA社B工場に勤務していたと申し立てているところ、申立人が申立期間の前後に勤務していたD社提出の申立人に係る従業員名簿の職歴欄を見ると、申立期間を含む昭和20年2月から25年7月までの期間において、A社に在職していた旨の記載が確認できることから、申立人は、当時、同社B工場に在職していた可能性を否定できないが、D社では、「従業員名簿の職歴欄は、申立人自身が記入した職歴を転記しただけのものと考えられる。」と回答している。

そこで、A社に対し、申立人の申立期間における在職を確認したものの、「当

社が保管している資料では、申立人の申立期間における在職を確認できない。」と回答している。

また、A社B工場において厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人を記憶しているとする複数の同僚からも、申立人の在職期間について具体的な陳述を得ることはできなかった。

一方、A社は、「申立人の申立期間における在職が確認できず、厚生年金保険料の控除についても不明である。」旨回答しているほか、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、これを確認することはできなかった。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の同僚を抽出して調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、上記のとおり、D社提出の申立人に係る従業員名簿の職歴欄に、当時、A社に在職している旨の記載が確認できることから、申立人は、当時、A社B工場に在職していた可能性も否定できない。

しかしながら、A社及び上記の申立人を記憶しているとする複数の同僚は、「申立人の申立期間における在職は不明であるが、A社B工場は、昭和24年6月1日に閉鎖されたため、当時は大幅な人員削減が行われた時期である。」旨陳述しており、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、A社B工場に係る上記被保険者名簿を見ると、同社B工場は、昭和24年6月30日に工場廃止のため厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は、同社B工場が適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、A社は、「申立人の当社における在職が確認できないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についても不明。」と回答しているほか、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得られず、確認することはできなかった。

なお、申立人の妻は、「申立期間当時は、申立人の勤務地はずっとF市であったと思う。」と陳述していることから、A社B工場及び同社の事業所のうち、F市に所在していたことが確認できる同社E支店に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿から、同社B工場で資格を喪失した後に同社E支店で資格を取得している同僚及び同社E支店において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚を抽出して調査したが、申立人を記憶している者は見当たらず、申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

ところで、申立人の妻は、「申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたかもしれない。」とも陳述していることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出して調査したところ、「C社は、当時、A社が製造するG製品のH業務を行う下請会社であった。」旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に在職していたことも考えられる。

そこで、A社B工場及びC社に係る上記被保険者名簿から、A社B工場で資格を喪失した後、C社において資格を取得している複数の同僚を抽出して調査したが、いずれの者からも申立人の申立期間における同社での在職について、具体的な陳述を得ることはできず、確認することはできなかった。

一方、C社は昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主は所在が不明であり、申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について具体的な陳述は得られず、これを確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の妻は、「申立期間中は継続して会社の社宅に住んでいた。」と陳述しているものの、社宅を管理していた事業所名の記憶は定かでないことから、D社、A社の両社及び上記において調査したすべての同僚に対し、社宅の所在及び管理主体等について照会したものの、具体的な回答を得ることはできず、申立人主張の社宅の所在等について確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 21 日から 12 年 1 月 25 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録によると、私が代表取締役であるA社における厚生年金保険の加入記録が平成 11 年 8 月 21 日までとなっている。  
当時、会社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から「会社を倒産させてでも支払ってもらおう。」旨の厳しい督促を何度も受けていたが、自ら厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った覚えは無い。  
また、賃金台帳により、平成 11 年 11 月分の給与(毎月末日締め翌月末払い)までは厚生年金保険料が控除されており、以降も報酬を得ていることが分かることから、当該被保険者資格の喪失手続は社会保険事務所の担当者が勝手に行ったものと考えられるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 12 年 1 月 25 日付けで、A社は 11 年 8 月 21 日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされており、これに併せて、申立人の被保険者資格の喪失日も適用事業所ではなくなった日と同一日の同年 8 月 21 日とする処理が同時に行われていることが確認できる。

また、申立人以外の4人についても、平成 12 年 1 月 25 日付けで、申立人と同じく、A社が適用事業所ではなくなった 11 年 8 月 21 日を資格喪失日とする処理がさかのぼって行われている。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、平成 3 年 4 月 30 日から現在まで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、A社の代表取締役である申立人は、「当時、社会保険料を滞納してお

り、社会保険事務所の担当者から、『会社を倒産させてでも支払ってもらおう。』旨の厳しい督促を受けていた。」と陳述しており、同社が社会保険料を滞納していた状況がうかがわれる。

さらに、申立人は、「経営判断及び指示はすべて私が行っていた。特に社会保険事務所からの滞納保険料の厳しい支払督促に対しては、社員に対応を任せられるわけにはいかず、その交渉等はすべて私が直接対応していた。」旨を陳述していることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理について、申立人が関与していたものと考えられるところ、申立人に係る平成12年1月25日付けの処理に関しても、社会保険事務所が代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの資格喪失日に係る<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に臨時社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。雇用保険には昭和 59 年 6 月に加入しており、厚生年金保険も同時に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が昭和 59 年 6 月 25 日から申立期間も、A社で臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人提出の給与支給明細書（申立期間の一部）を見ると、申立期間中の昭和 59 年 10 月、同年 11 月及び 60 年 4 月分の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、一方、厚生年金保険被保険者記録の有る同年 5 月から同年 8 月までの分の給与からは厚生年金保険料が控除されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る者に照会し、このうち申立人と同様にA社でフルタイムの臨時社員として勤務していたと回答のあった 13 人のうち自身の採用時期を記憶する 10 人について、採用時期と資格取得日を比較すると、9 か月から 10 年までと幅があるものの、全員が採用より遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、A社では、臨時社員について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7064 (事案 3263 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月から26年6月まで  
② 昭和27年5月から同年6月まで  
③ 昭和28年5月から29年8月まで  
④ 昭和30年4月から31年5月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A氏所有のB船に乗り、勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会へ年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

当時の同僚の名前等を思い出したので、申立期間①、②及び③について、B船において船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間④については、B船ではなくC船又はD船に乗っていたことを思い出した。船主の名前も覚えているので、船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、B船が船員保険の適用事業所ではなかった、ii) 申立期間②については、当該事業所においては申立人が主張するような予備船員の取扱いは無かったと考えられる上、申立人が賃金を受け取っていないと陳述している、iii) 申立期間③については、申立人が乗船していたことが推認できない上、乗船しながら被保険者となっていなかった者がいたことがうかがえる、iv) 申立期間④については、B船が適用事業所となっていない期間がある上、申立人が船主であったとする者も被保険者となっていない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①については、前回より期間を短縮したものの、前回と同様にB船に乗っていた期間を船員保険被保険者期間と認めてほしいと主張している。また、申立期間②については、申立人は「日本年金機構から届いた通知に、申立期間の前後の標準報酬月額が1万2,000円であると記載されていた。当時の給与明細書は無いが、申立期間もB船（船主は、A氏）に乗り、1万2,000円の報酬を受け取っていたので、船員保険被保険者期間と認めてほしい。」と主張している。

しかし、今回、申立人から、申立期間①及び②に係る保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情は提示されなかった。

申立期間③については、今回、申立人は、B船の船頭として3人、乗船員のうち自分と同じ水夫として6人、及び会計担当者1人の名前を挙げ、同船ではE業務に従事していたと主張している。

しかし、B船に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人がともに乗船していたとするこれらの者のうち、F職1人、G職6人及び会計担当者1人については該当する名前が無く、残るE職2人については、同名簿に名前は有るものの、1人は死亡、1人は連絡先不明であり申立人の乗船等を確認できない上、申立期間以外に、申立人の被保険者記録が有る別の期間にも被保険者記録が有るため、申立人の申立期間における勤務実態を推認することはできない。

申立期間④については、今回、申立人は、B船に乗っていたとの主張を、C船又はD船に乗っていたと変更し、船主として3人の氏名を挙げている。

しかし、オンライン記録において、C船又はD船は、船員保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人が同船の船主としている3人についても、被保険者記録が確認できない。

また、申立人が申立期間にC船又はD船と一緒に乗っていたとする別の3人についてオンライン記録を調査したところ、そのうち2人については、氏名が同じで同年代と思われる者がそれぞれ1人特定できたものの、申立期間の被保険者記録は確認できない上、いずれも既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

このほか、申立人から申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を示す新たな関連資料の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 5 日から 32 年 12 月 9 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。  
A社には、昭和 30 年 9 月から B 業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部においても、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が有る元従業員に照会し回答の有った 13 人のうち、入社時期を聴取できた 7 人は、自身が記憶する入社時期の約 3 か月から 2 年後に被保険者資格を取得していることが確認できる。また、当該 7 人のうちの 1 人は、「当時は臨時雇いの期間を経過後、本雇いになった。」としており、別の 1 人は、「入社当時、試用期間があり入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。試用期間は社長の裁量で決まるため、人によって 3 か月から 3 年ぐらいとまちまちだった。」と陳述している。

さらに、申立人及び前述の元従業員の陳述から、A社の申立期間当時の従業員数は 35 人から 60 人程度であったとみられるところ、前述の被保険者名簿により、申立期間中の昭和 32 年 1 月 1 日現在の被保険者数が 24 人であることが確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、A社は申立期間当時の申立人に係る関連資料を保管しておらず、申立期間当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係

る保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 16 日から 60 年 10 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 63 年 2 月まで

私の夫は、勤務していたA社から出向を命じられ、昭和 52 年 10 月ごろから 57 年 10 月ごろまではB社のC工場、また、同年 10 月ごろから 60 年 10 月ごろまではD社で勤務していた。

しかし、これら出向期間については、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

その後、夫は、昭和 60 年 10 月ごろから 63 年 2 月までE社に勤務していたが、当該期間についても、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で当時、社会保険事務を担当していた同社代表取締役の妻は、「下請業務がなくなったため、申立人を含めた当時の従業員のほぼ全員が、昭和 52 年 9 月又は同年 10 月ごろに退職した。その際は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを伝えた上で、従業員から健康保険被保険者証を返却してもらっており、資格喪失後に社会保険料を控除することはない。」と陳述している。

また、雇用保険の記録では、申立人は会社都合により昭和 52 年 10 月 15 日にA社を離職した後、同年 12 月 5 日にF公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、同年 12 月 12 日から 53 年 6 月 9 日までの 180 日間、雇用保険法による基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立人が昭和 52 年 10 月ごろから 57 年 10 月ごろまではB社C工場に出向し勤務していたと申し立てているところ、G組織は、

「旧A社C工場は、昭和50年10月に閉鎖している。」と回答している。

加えて、申立人の妻は、申立人が昭和57年10月から60年10月まではD社で勤務したと申し立てているところ、上記のA社の代表取締役の妻は、「全員が厚生年金保険の資格を喪失してからの期間は、D社での業務を請負の形で行っていたが、当該期間については、保険料の控除はしていない。」と陳述している。

また、申立人と同じ昭和52年10月16日にA社の被保険者資格を喪失した同僚4人は、いずれも資格の喪失から2か月以内に国民年金の保険料を納付し、このうち2人は、「厚生年金保険の資格が喪失されたので、自身で国民年金への切り替えを行った。」と陳述している。

申立期間②について、申立人は死亡しており、申立人の妻はE社の代表取締役及び同僚の氏名を一切記憶しておらず、事業所の所在地についても曖昧であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人の妻は、「夫がE社に入社した昭和60年10月ごろに、給与が大幅に下がって家賃が支払えなくなったので、H市からI市へ引っ越した。同社での勤務期間は1年あるいは2年ぐらいだったと思う。」と陳述しているところ、住民票では、I市への転出日が昭和54年3月11日と記録されており、陳述と符合せず、勤務時期については記憶が定かでない。

さらに、オンライン記録では、E社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、事業所の類似名称で検索しても、該当すると思われる適用事業所は見当たらなかった。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7067

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 18 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 11 月 18 日から 34 年 9 月 18 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、入社から同年 3 月 1 日までの加入記録が無いとの回答を受けた。

当時は、私を含め勤務していた者全員が最初から正社員として採用されていたはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間以前より A 社に勤務していた同僚の陳述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者資格を有していた従業員 15 人を抽出して文書照会を行ったところ、回答のあった 13 人のうち 5 人が、「当時、自分自身も含めて新入社員には 3 か月程度の試用期間があり、その間は社会保険に加入していなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主及び事務担当責任者は死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 15 年 4 月 1 日に A 社 B 工場へ入社し、兵役期間を経て、終戦後の 20 年 9 月 8 日でいったん退社したが、25 年 7 月 1 日に同社に再入社した。

A 社 B 工場では、C 業務従事者として勤務したと記憶していたが、当時の辞令を見ると、最初の入社時は「G 職」、再入社時は「H 職」と記載されていることから、最初の入社時には D 業務従事者として勤務し、再入社時から C 業務従事者として勤務していたことを今になって思い出した。

申立期間については、D 業務従事者として勤務していたので、労働者年金保険の被保険者であったことを認め、厚生年金保険の加入期間に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ工業学校を同一日に卒業し、A 社に同期入社した同僚の陳述から、申立人は、申立期間について、同社に在籍していたことが認められる。

しかし、労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月施行）では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者対象とされているところ、上記の同僚は、「当時、私は申立人と同じ仕事内容であったが、筋肉労働者ではなかった。」と陳述していることから、申立人は、同法の適用を受けない職種であったものと考えられる。また、当該同僚も A 社において、申立人と同じ昭和 19 年 10 月 1 日に資格を取得している。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、労働者年金保険法の全部改正（厚生年金保険法施行）により、申立人及び申立人が同職種であったと記憶する複数の同僚が、昭和 19 年 6 月 1 日に新たに被保

険者資格を取得していることが確認できる。なお、同日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間に当たる。

加えて、A社の事業を継承するE社の親会社のF社は、「当時の関連資料が残っておらず、申立人の申立期間における職種や勤務実態については不明であり、また、申立人が保管する昭和 15 年 4 月 1 日付けのA社の辞令に記載されている「G職」についてもどのような職種を意味するのかは不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業後、昭和 32 年 4 月 1 日に A 社に入社し、36 年 5 月末日に退職するまで、B 業務従事者として勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、入社日から 3 年 5 か月間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。

当時の事業主の子息及び同僚の氏名を記憶しており、私が申立期間も継続して A 社に勤務していたことは間違いない。給与明細などは処分して残っていないが、給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚等の陳述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚照会の結果から、申立人と同じ昭和 35 年 9 月 1 日に同社で被保険者資格を取得している者が 10 人みられ、このうち 4 人は各人が記憶している勤務開始日から 5 か月ないし 5 年 2 か月後に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、同社は、従業員を必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、当該日（昭和 35 年 9 月 1 日）に未加入の従業員を一括して厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

また、上記 4 人のうち 2 人は、給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたかどうかについて、「入社時点から厚生年金保険に加入するまでの間は、保険料を控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に

おける健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時の事業主、事業主代理人及び事務担当者は、既に死亡しているため、各人から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月19日から32年4月5日まで  
年金受給の手続をした際に、A社で勤務した昭和21年10月19日から32年4月5日までの期間について、同年5月14日に脱退手当金が支給決定されているとの説明を受けた。

私は、A社を昭和32年3月末で退職し同年4月\*日に結婚したが、同年4月及び同年5月は、つわりがひどく家から出ることもできなかった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和32年5月14日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと及び、申立人は申立期間の事業所を退職後、昭和48年9月まで厚生年金保険に加入していなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 7071 (事案 4328 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 30 日から 36 年 4 月 1 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。そこで、申立期間について年金記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

B社でA業務社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) B社は、昭和 54 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、申立人の同事業所における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができないこと、ii) B社の元従業員は、「申立期間当時、B社では、採用後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、A業務の経験年数等を考慮して加入させていたと思う。」と陳述していること、iii) 申立人は、B社に採用される前に3年8か月ほどのA業務の経験があったとしているところ、連絡がとれた元従業員3人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得日とを比較すると、採用前におけるA業務経験が10年程度ある2人については採用後1か月以内に、経験年数が1年程度である1人については、採用後2年ほど経過してから加入していることが確認できることから、B社では、A業務の経験年数等を考慮して、厚生年金保険に加入させていたことが推認されることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出はなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7072 (事案 4668 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 20 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。そこで、申立期間について年金記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

私は、昭和 40 年から 47 年にかけて 4 人の子供を出産し、健康保険の被保険者として、4 人分の出産一時金を受給したことを、給付金額を含めてめいりょうに記憶している。第 1 子及び第 2 子は 2 万円から 3 万円、第 3 子及び第 4 子は約 10 万円前後を区役所へ申請して受給した。40 年ごろは、健康保険被保険者でなければ出産一時金をもらえなかったはずであり、健康保険と厚生年金保険はセットであるから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が経理事務を依頼していたとする会計事務所は「申立てに係る事業所からは給与計算等の依頼を受けておらず、源泉徴収簿も無い。」と回答し、また、事業主が労務管理を依頼していたとする社会保険労務士事務所は「過去の資料は 5 年で廃棄する。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) A社は、社会保険事務所の記録では、昭和 39 年 9 月 1 日に適用事業所になっていることが確認できること、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、適用事業所となった日には申立人の夫を含む 7 人の被保険者が資格を取得しているが、申立人の氏名は無く、申立人は 46 年 9 月 20 日に資格を取得しており、適用事業所となった日から申立人の資

格の取得までの間の健康保険整理番号に欠番は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 40 年から 47 年にかけて 4 人の子供を出産し、健康保険の被保険者として、4 人分の出産一時金を区役所へ申請して受給したことを、給付金額を含めてめいりょうに記憶しているが、40 年ごろは、健康保険被保険者でなければ出産一時金をもらえなかったはずであり、健康保険と厚生年金保険はセットであるから、申立期間について厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、当委員会が年金事務所に照会したところ、申立期間当時に健康保険に係る業務を担当していた B 県は、申立期間当時、健康保険被保険者及び被扶養者情報を名簿方式等で管理していたが、既に保存年限が過ぎたため廃棄されているとしており、申立人が A 社において健康保険の被保険者であったか否か、当該事業所において健康保険の被保険者であった夫の被扶養者であったか否かを確認することができない。

また、申立人は、分娩費の給付手続を区役所で行ったとしているが、当委員会が C 区役所に照会したところ、政府管掌健康保険の保険給付手続は、社会保険事務所で行うものであり、区役所で行うのは、国民健康保険に関するものであると回答しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、健康保険の被保険者でなければ分娩費は給付されなかったと主張しているが、申立期間当時、被保険者でなくても被扶養配偶者であれば、国の制度として分娩費が給付されており、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 21 日から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 61 年 7 月 11 日から 62 年 1 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社に住み込みで勤務していた期間であり、申立期間②は、B社に勤務していた時に上司の指示により、G市に新設された営業所に勤務していた期間であり、勤務した会社名の記憶は無いが、いずれも継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が一緒に住み込みをしながら勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人と同様に、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 27 年 9 月 1 日であり、同人が記憶する自身の入社日の 17 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、その他の役員は所在が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無

く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人の上司の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社及びC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社及びC社の社会保険関係の届出事務を一括して行っているD社の総務担当者は「通常、系列会社間を異動する場合は、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入する。」と陳述しているところ、申立人は、昭和61年5月17日から同年7月10日までの期間においてB社で雇用保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間においてC社での雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、D社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)によると、申立人は、昭和61年7月11日にB社において被保険者資格を喪失しており、この記録はオンライン記録と一致している上、同通知書(写)の備考欄には「昭和61年7月10日退職」と記載されているとともに、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」と押印されていることが確認できる。

さらに、上述の総務担当者は「申立期間当時のC社の資料は保管していない。」と陳述していることから、申立人のC社における申立期間の厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、G市の営業所で勤務していた会社名を記憶していないとしていることから、商業登記簿謄本及びオンライン記録により、B社の事業主が代表取締役等の役員であったことが確認でき、かつ、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる同社の関連会社4社(C社、F社、D社及びE社)について、これら4社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得記録の有無について確認したところ、申立人がこれら4社で被保険者となっている記録は確認できない。

また、B社及び同社の関連会社4社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 46 年 5 月 21 日から 47 年 4 月 21 日まではA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の「会社の慰安旅行で夏に海水浴に行った時、申立人と一緒だったし、ほかに同僚二人も一緒だった。」とする陳述及び元事業主の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、上述の同僚が記憶している同僚二人のうち、一人はA社において厚生年金保険の被保険者記録が無く、ほかの一人は被保険者記録があるものの、昭和 46 年の夏季ではなく、同年 10 月 21 日からの資格の取得であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、同社では、必ずしも勤務していた者全員を一律に厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主及び元役員は、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

さらに、上述の被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者 58 人のうち、所在が判明した 10 人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を照会したところ、回答のあった 7 人からは、申立人が申立期間において、保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 45 年 4 月 21 日から同年 7 月 5 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、A社B支店で、C業務に従事しており、申立期間②は、D社でC業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA社B支店の所在地及び当該事業所において従事した業務の具体的な陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の現在の総務担当者は、「申立期間当時、申立人のようなC業務は歩合制の委任契約であり、厚生年金保険には加入させていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある従業員 48 人のうち、所在が判明した 10 人に対し申立期間におけるC業務の厚生年金保険の加入状況について照会を行ったところ、回答のあった4人のうち2人は、「C業務は委任契約であった。」と陳述しており、そのうちの1人は、「私は昭和 42 年 5 月に入社し、最初は申立人と同じC業務であったが、1年6か月後に月給制の正社員として採用になった。月給制の正社員になるまでは歩合給制の委任契約であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人がC業務としている同僚は、前述の被保険者名簿において厚

生年金保険被保険者としての記録が見当たらない。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にD社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和45年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は昭和47年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録を確認することができず、当時の事業主等も所在が不明であるため、申立人の保険料控除について確認することはできない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和45年10月1日に資格を取得している元従業員9人のうち、住所の判明した5人に照会したところ2人から回答が得られたが、いずれの者からも申立期間において保険料控除があったことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年11月25日まで  
② 昭和21年12月1日から24年4月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、A社に中学卒業後の昭和21年4月1日に同級生14人と一緒に入社し、工場がB市C区から同市D区に移転する前まで勤務していた。申立期間②は、B市F区に事務所があり、同市G区に工場があったE社に同年12月1日に同級生と一緒に入社し、同級生はすぐに退職したが、同社がH社と名称が変わった後の24年4月ごろまで勤務していた。申立期間①及び②の期間にいずれも勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社の所在地に関する具体的な陳述及び申立人が記憶する同僚のうち、二人は同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下、「被保険者名簿」という。)により確認できること等から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に当該事業所において勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和23年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が名前を記憶している事業主は、被保険者名簿において被保険者記録が無く、同人を特定することができないため、申立人の申立期間におけ

る保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚 10 人のうち、8 人は被保険者名簿において被保険者記録が無く、被保険者記録のある前述の 2 人も、被保険者資格を取得したのは当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 1 月 1 日である上、死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B 市 F 区及び同市 G 区に事務所又は工場があった E 社又は H 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 市 F 区又は同市 G 区において、E 社又は H 社の名称で厚生年金保険の適用事業所として存在した事業所は確認できない上、両事業所の所在地を管轄する法務局においても、商業登記簿の記録は見当たらない。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚は、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 10 月 30 日までの期間については、申立期間①の A 社において厚生年金保険の被保険者であったほかは、厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない。

さらに、申立人が名前を記憶している H 社又は E 社の事業主及び同僚の合計 8 人について、オンライン記録により氏名検索を行ったが、いずれも個人を特定できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 25 日から 39 年ごろまで

私は、昭和 33 年 5 月に A 社に入社し、途中で 3 か月間別会社（B 社）に勤務していたが、36 年 11 月 25 日からは、また A 社に戻り 39 年ごろまで勤務した。

一緒に勤務していた弟には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には加入記録が無く納得できない。

A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 1 日までの期間及び同年 11 月 25 日から 39 年ごろまでの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について A 社で勤務しており、一緒に勤務していた弟の厚生年金保険の加入記録はあるのに、自身の記録が無いのは納得できないと申し立てしているところ、複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立期間①における在職が推認できる。

しかし、上記同僚は、「A 社では、厚生年金保険に加入させる人を社長が決めていたので、すべての社員が厚生年金保険に加入していたようには記憶していない。」旨陳述していることからみて、A 社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A 社は昭和 40 年 6 月 5 日に適用事業でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、一緒に勤務していたとする申立人の弟は既に亡くなっており、申立

人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の同僚として名前を挙げた同僚3人のうち、所在の判明した1人に事情照会したものの、回答を得られなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②において被保険者記録の有る49人のうち、所在の判明した13人に照会を行い、8人から回答を得られたものの、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び保険料控除等について確認することはできなかった。

また、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されてきたので記録を確認したところ、A社のB支店に一人で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与（30万円）よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額は直前と変わらなかったもので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

ところで、申立人提出の源泉徴収票、県・市民税通知書及び預金通帳で確認できる報酬月額は、オンラインに記録されている標準報酬月額を上回っているものの、源泉控除されている厚生年金保険料控除額は、上記オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と符合しており、また、同僚提出の給料支払明細書においても、給与支給額は、同人の標準報酬月額を上回っているものの、毎月の給与から源泉控除されている保険料額は、申立人と同様に、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく額しか控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社では、平成13年1月1日付け又は同年4月1日付けの標準報酬月額変更届により、その時点で在籍していた申立人及び事業主を含む12人の標準報酬月額を、いずれも大幅に引き下げており、

同年4月以降に入社した者の標準報酬月額については、入社当初から低い額で届け出られていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、申立期間当時経営が苦しく、厚生年金保険料を含む社会保険料について、事業主負担を軽減するため、社会保険事務所（当時）に対する届出を実際の報酬月額より低くして、従業員の給与からは届出に基づく標準報酬月額の保険料を控除していたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月から19年10月1日まで  
② 昭和19年10月9日から20年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和18年6月からA社B工場(現在は、C社)でD業務従事者として働き、20年5月31日まで2年間勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日と記載されていることから、入社日は特定できないものの、申立期間当時、当該事業所に勤務していたものと認められる。

しかし、制度上、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月1日からであり、申立期間のうち、同日以前については、申立人は厚生年金保険の被保険者になることができない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たる。

申立期間②について、申立人は当該期間もA社B工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は同僚を記憶していないことから、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある同僚 328

人を抽出し、連絡先の判明した 25 人に照会し、10 人から回答を得たものの、いずれの者も申立人に係る記憶は無いとしており、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができなかった。

また、C社は、「当時の被保険者資格喪失届等の関係資料は廃棄済みにつき不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 30 日から 46 年 3 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 42 年 1 月 1 日に入社し、51 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和 42 年以降において、被保険者期間に空白期間の生じている者が申立人を含め 8 人認められ、その空白期間は、申立人と同様に同年 8 月以降に生じ、最短で 11 か月、最長で 93 か月間の空白期間となっている。

また、これら空白期間の生じている 8 人のうち、所在の判明した 4 人に照会したところ、回答のあった複数の同僚は、「空白となっている期間もA社でずっと継続して勤務していたが、厚生年金保険料の控除についての記憶は定かでない。」と陳述している。

一方、事業主の息子でもあった同僚からは、「私の記録も昭和 43 年 5 月以降の 5 年 5 か月間が空白期間となっているが、この間もずっと継続して勤務していた。しかし、A社は、同年ごろに倒産状態となり、当時経理担当者であった女子職員に辞めてもらったように記憶しており、自分の記録もいったん喪失させられたのかもしれない。」旨の陳述が得られた。

そこで、当該経理担当者の被保険者記録を見ると、昭和 43 年 4 月 27 日にい

ったん資格を喪失し、44年5月1日に資格を再取得しており、被保険者記録の無い43年4月27日から44年5月1日の間は国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、A社は、申立期間中の昭和45年4月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立人が同基金において加入員資格を取得した日は、同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した46年3月10日であることが確認できる。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 14 年 1 月 1 日に A 社に入社し、現在も継続して勤務しているが、ねんきん定期便によると、厚生年金保険の資格取得日が同年 2 月 1 日となっていることが判明した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社提出の労働者名簿及び賃金台帳の記載内容により、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社提出の賃金台帳によると、申立人の給与から申立期間の平成 14 年 1 月に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「当時の担当者の事務過誤により資格取得日を平成 14 年 2 月 1 日として届出した。ただし、申立人の給与から申立期間の同年 1 月に係る厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和25年9月30日から30年3月31日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、25年9月3日に同社の工場の大半が倒壊したため、工場が再開されるまでの3か月から6か月ぐらいの休職期間があったものの、30年3月末まで同社にC業務従事者として勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間の一部が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和24年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、A社が適用事業所となった昭和24年9月1日と同一日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる27人のうち、唯一連絡が取れた同僚は、「申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における在籍状況は分からない。また、私は、中学卒業後の昭和23年4月からA社に勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日より前の給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

さらに、A社は、平成12年4月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は死亡、別の一人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の在籍状

況及び保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚は、「私の入社時に、申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人が工場被害後にも勤務していた記憶は無い。」旨陳述しているほか、上記同僚以外に連絡が取れた同僚13人も、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している。

また、申立人及び複数の同僚は、「昭和25年9月3日にA社の工場の大半が倒壊した。」旨陳述しているところ、昭和25年9月中に同社の厚生年金保険被保険者70人のうち、申立人を含む33人が被保険者資格を喪失していること、及び当該33人の中に同社での被保険者資格を再取得している者はいないことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しているため、これらの者から、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月から 27 年 9 月まで  
② 昭和 28 年 9 月から 30 年 9 月まで  
③ 昭和 32 年 9 月から 33 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた昭和 26 年 10 月から 27 年 9 月までの期間（申立期間①）、B社に勤務していた 28 年 9 月から 30 年 9 月までの期間（申立期間②）及びC社に勤務していた 32 年 9 月から 33 年 8 月までの期間（申立期間③）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「私は、E市D町に本社があったB社の同市F町の事務所に勤務し、G業務に従事していた。」旨陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したが、いずれの同僚も、「申立人のことは覚えていない。また、E市F町にB社の事務所があったことを聞いたことがない。」旨陳述している。

また、B社は、平成 11 年 2 月 21 日に適用事業所ではなくなっており、申立

期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

なお、申立人は、「申立期間にE市F町の事業所に勤務していたことは間違いないが、B社と名称が類似した別の会社であったかもしれない。」旨陳述していることから、B社について、オンライン記録において、類似の名称を含めてE市内に所在する適用事業所の検索を行ったが、上記の同市D町に所在するB社以外には、申立期間にE市内に所在する適用事業所は確認できない上、申立人は、申立期間に勤務したとする事業所の同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、当該事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間に勤務したとするC社について、事業所名の正確な読み方を記憶していない上、「C社の下請けのL社又はM社に勤務していたかもしれない。」旨陳述しており、申立人が勤務していた事業所名を特定することができない。

また、申立人は、「申立期間に勤務した事業所は、I市J区に所在した。」旨陳述していることから、オンライン記録において、複数の読み方による適用事業所の検索を行ったが、申立期間においてK県内に所在する当該名称が含まれる適用事業所は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に勤務した事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 10 月 1 日から 63 年 1 月末日まで A 社に B 業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚は、「当時の A 社では、社会保険に加入するか否かは社員個人が決めており、加入する意思を会社に伝えないと加入させてもらえなかった。」旨陳述していることから、申立期間当時の A 社では、入社と同時に厚生年金保険へ加入させる取扱いではなく、社員の加入意思に応じて厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえるところ、申立人は、「会社に厚生年金保険への加入意思を伝えなければならないことは知らなかった。私自身が会社に加入の意思を伝えたかどうかは分からない。」旨陳述している。

また、A 社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない上、複数の同僚は、「厚生年金保険に加入するまでの期間の給与から保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A 社が加盟する C 厚生年金基金は、「A 社での申立人の加入員記録



は無く、申立人は、申立期間において当基金に加入していない。」旨回答している上、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 2 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 17 日から 45 年 3 月まで

私の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間が昭和 44 年 4 月 2 日から同年 4 月 17 日までの期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 3 月までA社の本店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和 44 年 4 月 2 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 42 年 8 月 1 日にB社を退職し、すぐにA社に入社した。」旨陳述しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚は、「私は、昭和 43 年 3 月下旬ごろにB社を退職したが、申立人は、私の退職時において同社に在籍していた。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中の昭和 43 年 4 月 1 日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人のことは覚えているが、私がA社に入社した昭和 43 年 4 月の時点では、申立人は、同社本店の取引先であるB社の社員であった。申立人がA社に入社した時期は分からない。」旨陳述している上、同社での 42 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 30 日までの期間に係る被保険者記録が確認できる別の同僚は、「私は、昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月末ごろまでA社本店に勤務した。申立人

は、私の在籍期間中に同社本店には在籍していなかった。」旨陳述している。

なお、申立人が申立期間にB社において厚生年金保険に加入していた可能性についても検証したが、同社は、同社での申立人の被保険者資格の喪失日と同一日の昭和42年8月1日に適用事業所ではなくなっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、昭和43年3月下旬ごろにB社を退職したとする上記の同僚は、同社での被保険者資格を申立人と同一日の42年8月1日に喪失していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、当該同僚は、「B社での資格喪失日から退職までの期間に係る保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している上、事業主は所在不明のため、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、A社における申立人の雇用保険の離職日は、昭和44年4月20日となっており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とほぼ整合していることが確認できる。

また、申立人は、「在職期間中に交通事故に遭遇したことを契機にA社を退職したが、当該時期は記憶していない。」旨陳述しているところ、申立人のことを覚えているとする上記同僚は、「申立人が、A社の在籍期間中に事故に遭ったことは知らないし、同社での申立人の在籍期間も分からない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認でき、同社本店に勤務していたとする複数の同僚に照会したものの、上記の同僚一人以外に申立人のことを記憶する同僚はおらず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態等について確認できない。

加えて、A社は、「当時の資料等は残存していないため、申立期間①及び②における申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立人が申立期間当時の事情を知る者とする者は特定できず、同社本店の当時の責任者とされる事業主の子も既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月15日から平成7年11月15日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和63年9月から平成7年11月まで勤務し、B社に派遣されてC業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、「申立人は、請負の外注社員であり、報酬は、給与ではなく外注費として支払っていた。外注社員については厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述しているところ、同社提出の平成5年4月から7年11月までの申立人に係る外注費支払明細を見ると、控除額欄は有るものの、同欄はいずれの月も空欄となっている。

また、申立人から提出された申立期間の金銭出納簿(申立人作成)を見ても、厚生年金保険料控除の記載は見当たらず、さらに、申立期間の全期間について、給与支給額から手取額を差し引いた金額は、給与支給額に相当する厚生年金保険料及び健康保険料の合計額に満たない金額となっていることから、当該金銭出納簿からは、申立期間における保険料控除を確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、昭和62年3月から平成4年12月まで、国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、当該金銭出納簿においても、オンライン記録と符合する国民年金保険料の支出が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 3 月 11 日から平成 20 年 4 月 2 日まで、国民健康保険に加入していたことが D 市の記録により確認できる。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険法において、満 65 歳到達時に被保険者資格を喪失する旨が規定されていたところ、申立人は、平成 6 年 \* 月 \* 日に満 65 歳に到達していることから、申立期間のうち、同年 \* 月 \* 日以降の期間については、厚生年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7087

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、入社時の初任給である 17 万円以上が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、A社の元従業員が所持する平成 4 年 3 月分及び同年 7 月分の給与明細書を見ると、保険料控除額は同人のオンライン記録における標準報酬月額に相当する額となっているほか、別の元従業員一人も、「自身の標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額とほぼ一致している。」と陳述している。

また、A社は、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社であるB社の事業を継承するC社は、申立期間当時のA社に係る資料を保管していないほか、申立期間当時のB社の事務担当者にも、回答が得られなかったため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（17 万円以上）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月26日から49年10月6日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、会社が解散した昭和49年10月まで勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の従業員名簿及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務したことが認められる。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、B業務従事者であった。」と陳述しており、当該複数の同僚の一人は、「私もB業務従事者であり、A社には倒産時まで勤務したが、昭和48年9月26日に資格を喪失している。申立期間は、事業主から国民年金に加入するように言われ、国民年金保険料を納付した。」と陳述しているところ、同人は、48年10月以降の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人に係る国民年金の特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和49年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。